

案

第6次やまのうち 男女共同参画プラン21

山ノ内町

(写真)

(挨拶 題)

(町長あいさつ)

令和 年 月

山ノ内町長 平澤 岳

目次

第1章 プラン策定の趣旨

1 男女共同参画の推進経緯と趣旨	1
2 プランの位置づけ	2
3 プランの役割	2
4 プランの期間	2

第2章 山ノ内町が目指す男女共同参画社会のすがた

プラン体系図	3
--------	---

第3章 プランの内容

基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

施策1 意識改革のための教育・啓発の推進	4
----------------------	---

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり

施策1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	10
施策2 男女がともに働きやすい環境の整備	13
施策3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	16

基本目標3 健やかで安心できる自立した生活づくり

施策1 あらゆる暴力の根絶	19
施策2 生涯を通じた心と体の健康づくり支援	22
施策3 誰もが安心して暮らせる環境の整備	25

第4章 計画推進のために

1 推進体制	27
2 計画の目標値	28
3 町民のみなさんへのお願い	29

令和7年度男女がともに社会に参画し すみよい山ノ内町をつくるための町民意識調査の概要	31
--	----

資料	45
----	----

第1章 プラン策定の趣旨

1 男女共同参画の推進経緯と趣旨

昭和50(1975)年の国際婦人年以降、女性に関する政策は国際連合の積極的な取り組みにより世界各国で展開されてきました。

国内では、国際婦人年での「世界行動計画」採択を契機に、昭和52(1977)年、女性の地位向上のための目標を明らかにした「国内行動計画」の策定、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題と位置づけ、その基本理念と方向性を示した、平成11年(1999)年制定の「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」が策定され、現在は第6次計画の策定が進められています。また、この間、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など、男女共同参画や女性の人権擁護に関する、様々な法律が制定されました。

長野県では、昭和55(1980)年に策定された第1次の「長野県婦人行動計画」から第4次の行動計画である「信州女性プラン21」(計画期間：～平成12(2000)年度)において、女性の地位向上と福祉の向上等を目標に施策を推進してきました。平成13(2001)年度に、男女共同参画計画として策定した第1次の「パートナーシップながの21」から「第2次男女共同参画基本計画」(計画期間：～平成22(2010)年度)が策定され、これ以降の第3次計画、第4次計画、第5次計画が策定され、現在は第6次計画の策定が進められています。

当町では、平成10(1998)年4月、町民課に女性係を設け(現在は教育委員会人権政策室が所管)、女性に関する施策の基本的方向とその実現に向けた第1次女性行動計画「やまのうち女性プラン21」(計画期間：～平成17(2005)年度)、男女共同参画社会の実現を目指した第2次計画(計画期間：～平成22(2010)年度)と第3次計画(計画期間：～平成27(2015)年度)、第4次計画(計画期間：～令和2(2020)年度)、第5次計画(計画期間：～令和7(2025)年度)により推進してきました。

これらにより女性に対する様々な問題への理解や、社会参加が促進されるなど一定の成果がありました。依然として職場や地域、家庭等では性別による固定的な役割分担が意識や慣習の中に根強く残っており、また、アンコンシャスバイアス(※1)の存在により、無意識のうちに性別による差別・区別(偏見)が生じてしまうなど、真の男女共同参画社会とはいえない状況です。更に、少子高齢化の進行による労働力不足の懸念、国内外の社会経済の変動、産業構造の変化等、私たちを取り巻く環境は様々な変化しています。

用語

※1 アンコンシャスバイアス：性別・年齢・属性等に基づいた固定概念や先入観による無意識の思い込み、無意識の偏見。(例：「家事」と聞くと女性を思い浮かべるなど)

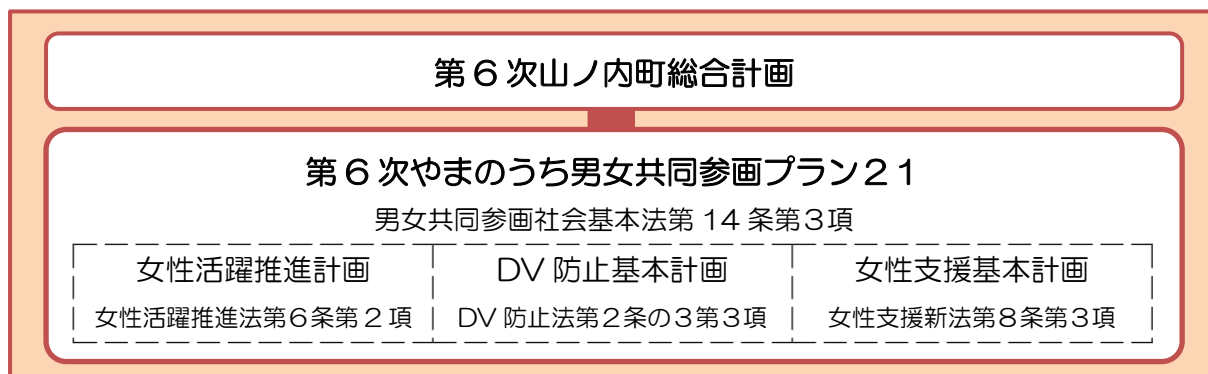
男女共同参画社会の実現とは、男性も女性も性別に関係なく社会の対等な構成員として、お互いの特性を活かしながら、各個人の能力や個性を發揮できる社会、責任を分かち合える社会をつくることです。

一人ひとりが社会の対等な構成員として、性別に関係なくあらゆる分野でその個性と能力を十分に發揮し、いきいきと生活できる社会を目指し、これまでの成果を活かしつつ、引き続き男女共同参画を推進するため、「第6次やまのうち男女共同参画プラン21」を策定します。

2 プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。また、「第6次山ノ内町総合計画【令和3（2021）年度～令和12（2030）年度】」における、男女共同参画に係る各種施策を推進するための計画として位置づけ、双方に整合性をもたせ、男女の人権尊重を基盤とした男女共同参画社会の実現を目指すものです。

また、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法）」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、女性支援新法）」に定める市町村基本計画（女性活躍推進計画・DV対策基本計画・女性支援基本計画）を含めて策定します。



※上記の3計画に関する事項については、「第3章 プランの内容」中の該当する項目等にそれぞれ【女性活躍推進】【DV防止】【女性支援】と表示しています。

3 プランの役割

このプランは、男女共同参画社会の実現を目指し、町が取り組むべき方針や施策を示すとともに、町民一人ひとりがどのように関わっていくべきなのかを示すよりどころとするものです。

4 プランの期間

このプランは令和8（2026）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標年度とします。ただし、町の実状や社会変化にあわせ、必要に応じて見直しを図ります。

第2章 山ノ内町が目指す男女共同参画社会のすがた

テーマ		誰もが自分らしくいきいきと暮らせる ^{まち} 郷土
基本目標1 男女共同参画社会 実現に向けた 意識づくり	施策1 意識改革のための 教育・啓発の推進	(1) 男女共同参画に関する教育・啓発の 推進 (2) 保育所・学校におけるジェンダー平等 のための教育の充実 (3) 行政・家庭・地域・職場における 学習機会の提供 (4) 情報の正しい発信・受信のための 意識啓発
基本目標2 男女がともに活躍 できる環境づくり	施策1 政策・方針決定の場へ の女性の参画拡大	(1) 意思決定の場における女性の参画促進 (2) 女性のエンパワーメント支援
	施策2 男女がともに 働きやすい環境の整備	(1) 農業・観光商工業等の自営業における 環境整備 (2) 雇用の場における男女の機会均等と 待遇の確保
	施策3 雇用等における 男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和	(1) 仕事と育児・介護等の両立支援の充実 (2) ワーク・ライフ・バランス推進のため の啓発
基本目標3 健やかで安心できる 自立した生活づくり	施策1 あらゆる暴力の根絶	(1) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発 (2) 被害者救済のための相談・支援体制の 充実
	施策2 生涯を通じた心と体の 健康づくり支援	(1) 性と生殖に関する教育・啓発の推進 (2) ライフステージに応じた心身の健康づ くりの推進
	施策3 誰もが安心して 暮らせる環境の整備	(1) 困難を抱える女性などへの支援 (2) 防災・復興における男女共同参画の 推進

第3章 プランの内容

基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

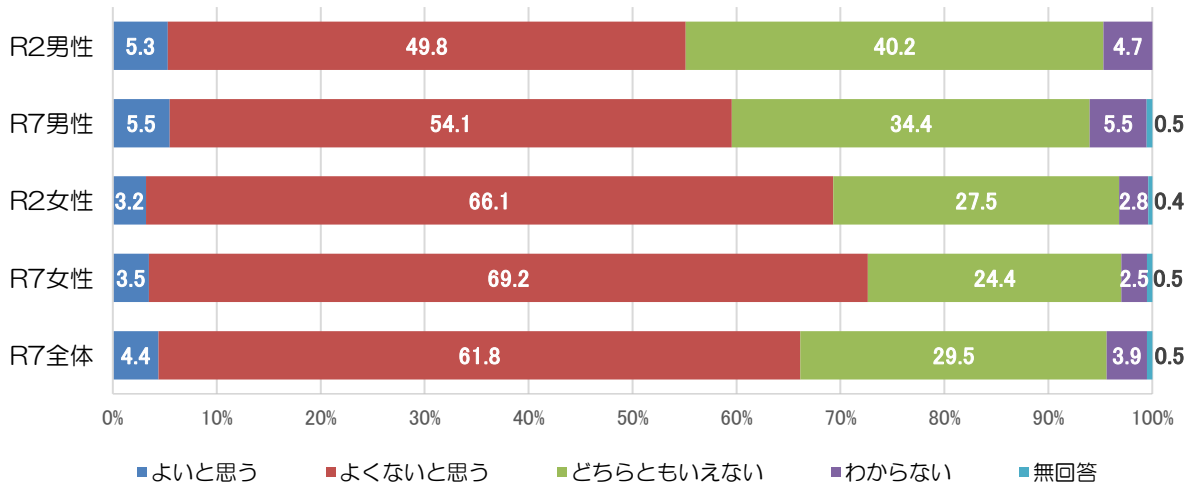
施策1 意識改革のための教育・啓発の推進

【現状と課題】

当町では、性別による固定的な役割分担意識や慣習・しきたりにとらわれず、あらゆる場において男女がともに参画する社会を目指し、男性を主対象とした料理教室をはじめ、各種講座や研修会、広報誌やホームページによる啓発を推進してきました。

令和7年に実施した「男女がともに社会に参画しすみよい山ノ内町をつくるための町民意識調査（以下「R7町民意識調査」）では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、前回調査に比べ、男女ともに否定する意見の割合が増加しています。

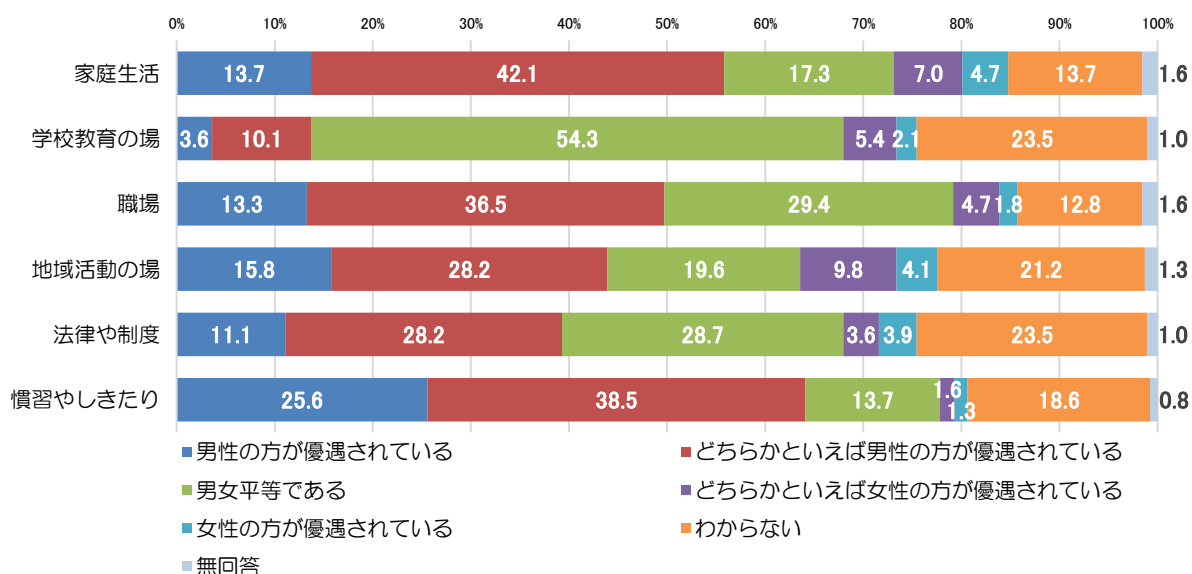
■「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考え方についてどう思うか（R7町民意識調査より）



全体 (n=386)	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
よいと思う	6.7%	7.3%	4.2%	3.1%	1.4%	2.1%	11.5%
よくないと思う	86.7%	51.2%	58.3%	63.1%	60.6%	68.1%	55.8%
どちらともいえない	6.7%	34.1%	29.2%	30.8%	36.6%	25.5%	26.9%
わからない	0.0%	7.3%	8.3%	3.1%	1.4%	4.3%	1.9%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%

その一方、男女の地位の平等さをみると、「慣習・しきたり」次いで「家庭生活」において、女性より男性のほうが優遇されているという回答の割合が高いですが、「学校教育の場」「職場」において男女平等と考える割合を前回と比べると、「学校教育の場」が49.4%から54.3%、「職場」が24.9%から29.4%と増加しています。

■男女の地位は平等になっていると思うか（R7 町民意識調査より）



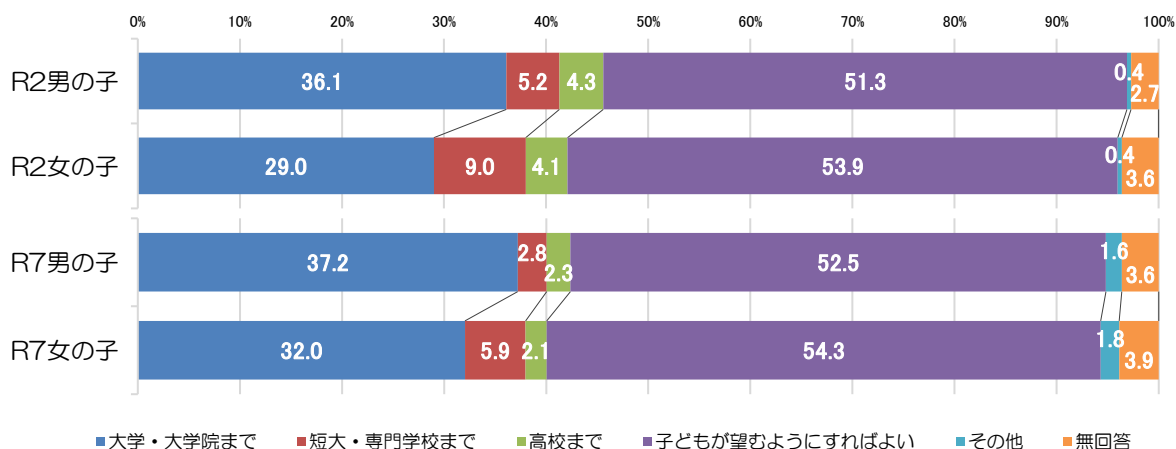
男女平等や男女共同参画社会実現に向けた様々な法律・制度の整備が進められているものの、暮らしに深く根付いている慣習・しきたりを変えることは容易ではありません。しかし、それはアンコンシャスバイアスがあるのかもしれませんが。アンコンシャスバイアスは、環境や経験、慣習等から誰にでも無自覚に潜在しており、「女性は家事や育児があるから役職は厳しいだろう。」「私は女性だから役職なんてできない。」など、相手や自分の可能性を狭めてしまう場合があります。人口減少や都市部への流出が著しい中、持続可能な地域社会を構築するためには、老若男女問わず皆が協力しあうことが不可欠です。これまで当たり前ととらえてきた固定的な考え方を見直し、個々が尊重される環境づくりが求められています。

男女共同参画に対する意識醸成を図るうえで、とりわけ、子どもたちに対する個性や発達段階に合わせた教育・学習が大切です。

当町では、保育所や学校において、人権・同和教育に関する授業をはじめ、日々の教育活動全体を通じて、人権尊重・ジェンダー平等の醸成を推進しています。

R7町民意識調査で「学校教育の場」において、54.3%と半数以上が男女平等であると回答していることは、性別にとらわれず自分らしさを大切にする教育が進んでいるものとうかがえます。

■子どもにどの程度の教育を受けさせたいか（R7 町民意識調査より）

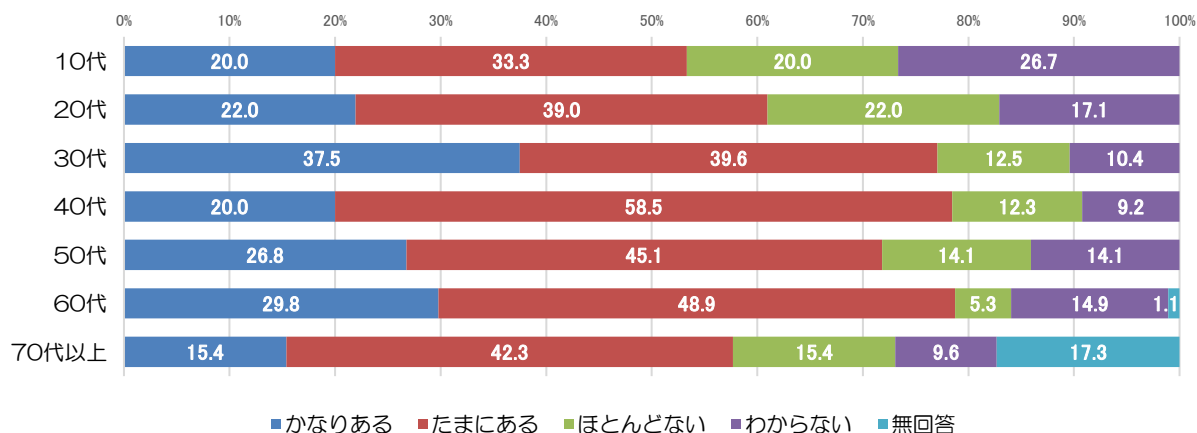


「子どもに受けさせたい教育程度」について、前回調査と比較すると、性別による学歴の意識差は大きく変わらず、男子のほうに大学・大学院等高学歴を望む傾向があります。

インターネットにより若男女問わず誰もが気軽に情報を発信・受信できる現代社会においては、発信する側が社会的責任を自覚し男女の人権を含め様々な対象への配慮が求められる一方、情報を受信する側としても、偏った情報に流されず、冷静な判断や危険回避の方法を身につけ、情報モラルやメディア・リテラシー（※1）を意識することが必要です。

町では、あらゆる情報発信の際に、男女差や性別による役割分担意識を助長するような表現や写真、イラスト等の使用をしないよう努めています。また、学校においては、スマートフォン等のメディアの使い方について考える、情報モラル教育を推進しています。

■メディアの情報が性や男女差などに関する誤った知識や偏った考え方を助長することがあるか（R7 町民意識調査より）



用語

※1 メディア・リテラシー：インターネットやテレビ、新聞等のメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力のこと。

男女共同参画社会を実現するためには、国内の動向だけでなく、国際的視点に立った意識づくりを推進する必要があります。平成 27（2015）年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、17 の目標の一つに「ジェンダー（※1）平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」が掲げられ、世界全体が性別による格差や差別のない社会を目指しています。そのような中、令和 7（2025）年の GGGI（※2）において、日本は 148 か国中 118 位と男女共同参画の水準はまだまだ低く、各分野で見ると、「教育」と「健康」は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低い状況です。

こうした現状を踏まえ、町においても、様々な機会を通じて国際的な流れや動きなどに関する情報や学習機会を提供し、男女共同参画の理念の浸透を図っていくことが必要です。

私たちの意識や価値観は、周囲の環境によって形成されていきます。そのため、性別に関わらず互いを認め合い、多様な選択ができるよう、行政、学校、家庭、地域、企業等あらゆる場において、男女共同参画に対する意識変容のための教育・啓発を推進していくことが求められています。

（内閣府男女共同参画局 HP「男女共同参画に関する国際的な指数」より）

■ジェンダーギャップ指数（GGI）2025 年

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663

■各分野のスコア

分野	スコア		前年値
経済	0.613	↘	0.568
政治	0.085	↙	0.118
教育	0.994	↘	0.993
健康	0.973	←	0.973
総合	0.666	↘	0.663

用語

- ※1 ジェンダー：「男性らしさ」や「女性らしさ」といった、社会的・文化的に形成された性別。
- ※2 GGGI：グローバル・ジェンダー・ギャップ指数。世界経済フォーラムが毎年発表している世界男女格差指数。各国を対象に政治・経済・教育・健康の4部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析してスコア化し、そのスコアを元に各国の男女平等の順位をつける。（指数は女性/男性で算出、平等なら 1、最低は 0）

【施策の内容】

(1) 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

施策	具体的取組	関連課
①男女共同参画に向けた教育・啓発	広報誌やホームページ等による情報発信、各種講座や研修による教育・啓発を通じて、性別による固定的役割分担意識の解消、慣習・しきたりの見直しを図ります。	教育委員会
②アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）の啓発	性別等によるアンコンシャスバイアスに気づくことで、自分や周囲の人の可能性を狭めない意識づくりを図ります。	教育委員会
③みんなで支え合う家庭生活のための啓発	家事・育児・介護等家庭生活上で役立つことをテーマに、性別にかかわらず誰でも参加しやすいセミナーやイベントを実施します。	健康福祉課 教育委員会
④国際社会の動向を踏まえた意識啓発	男女共同参画に関する国際的な動きや先進国の状況に関する情報を、広報誌やホームページ、研修等を通じて、周知・啓発します。	教育委員会

(2) 保育所・学校におけるジェンダー平等のための教育の充実

施策	具体的取組	関連課
①人権尊重・ジェンダー平等のための保育・教育	発達段階に応じた人権尊重・ジェンダー平等の教育を実践します。	教育委員会
②性別にとらわれない人生設計を考えるキャリア教育の推進【女性活躍推進】	児童生徒が性別にとらわれず、多様な選択を可能にするキャリア教育・進路指導を行います。	教育委員会
③保育所職員・教職員に対する教育・啓発の推進	保育所職員や教職員に対し、男女共同参画やジェンダー平等に関する学習機会を提供し、指導者の自己啓発を図ります。	教育委員会

(3) 行政・家庭・地域・職場における学習機会の提供

施策	具体的取組	関連課
①行政職員に対する教育・啓発の推進	町職員を対象に、男女共同参画に関する学習の機会を提供します。	総務課 教育委員会
②家庭・地域における教育・啓発の推進	「地区差別をなくす推進委員会」等を通じて、地区等単位でも男女共同参画をテーマとした学習の機会を提供します。	教育委員会
③企業や自営業者に対する教育・啓発の推進	男女共同参画に関する講座・研修会の実施、企業等への講師派遣などを行います。	教育委員会

④公民館活動、生涯学習事業等における学習機会の提供	生涯学習事業等に男女共同参画に関する研修を組み込むことで、町民に対し広く学習機会を提供します。	教育委員会
---------------------------	---	-------

(4) 情報の正しい発信・受信のための意識啓発

施策	具体的取組	関連課
①情報発信媒体における表現の適正化	町の広報誌やホームページ等において、写真やイラスト等により性別への偏見を生まないよう努めます。	各課
②あらゆる場における情報モラル教育の推進	学校、企業、家庭、地域等あらゆる場において、メディアの安全・安心な利用のための教育・学習を推進します。	教育委員会

基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり

施策 1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大【女性活躍推進】

【現状と課題】

誰もが住みよい社会を形成するためには、あらゆる分野において、男女がともに社会の対等な構成員として自らの意思で参画し、政策・方針の決定過程に積極的に関わることが大切です。

町では、各種審議会や委員会における女性委員の積極的登用を図るとともに、啓発資料の配布や研修会の実施、広報誌等を通じて、あらゆる場における女性の役職就任・参画促進の必要性を周知・啓発してきました。町の審議会等に占める女性委員の割合は、令和 6 年度時点で 24.0%、町職員における女性の係長以上（課長含む）の割合は令和 7 年 3 月 31 日現在で 25.0%となるなど、女性の参画の拡大が見られます。

■審議会等における女性の登用率（審議会等現況調査より）

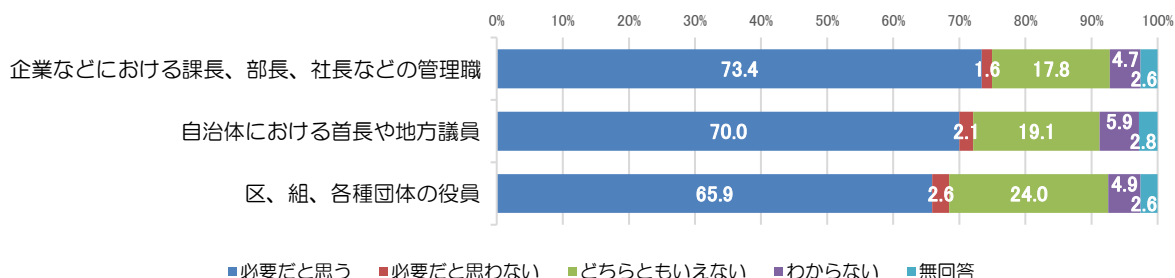
R2（2020）年	R3（2021）年	R4（2022）年	R5（2023）年	R6（2024）年
27.3%	27.1%	26.6%	21.2%	24.0%

■町職員における係長以上の女性の割合（総務課より）

R2.3.31 時点	R7.3.31 時点
20.0% (うち課長 0 名)	25.0% (うち課長 2 名)

R 7 町民意識調査の結果では、女性が企業等の管理職や首長、地方議員、区・組・各種団体の役員になることについて、「必要だと思う」と回答する割合が大半を占めており、女性が役職につき、活躍することを望む意見が多く見られます。

■女性が役職に就くことについて（R7 町民意識調査より）

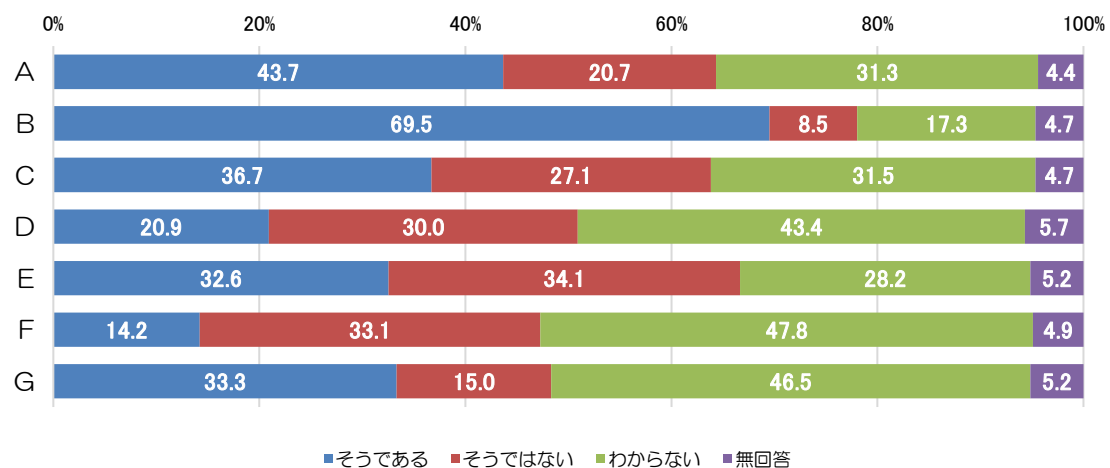


一方、地域においては、区等の長は男性と決まっていたり、役職を担うのはほとんどが男性であったりすることがうかがえます。意識の高まりと実態のギャップを埋めるためには、家庭内のコミュニケーションを密にし、家族全体で家事や育児を協力して行うなど、実際に女性の参画が実現できる環境整備をしていく必要があります。

また、「女性自身が責任ある役職に就くのを避けている」との回答も3割以上あることから、女性のエンパワーメント（※1）を推進すること、またそれを応援できる周囲の環境を形成していく必要があります。

■区等の地域での活動で見受けられること（R7 町民意識調査より）

- A 区等の長は男性と決まっている B 区等の責任のある役職はほとんどが男性である
- C 役員や組織の運営事項は男性だけで決めている D 実際の仕事は妻がしているのに、名義は夫になっている
- E 力仕事は男性、接待は女性と決まっている
- F 女性が責任のある役職に就こうとすると、男性や他の女性から反対される
- G 女性自身が責任のある役職に就くのを避けている



あらゆる場に女性が参画することは、多様な価値観や発想を取り入れることにつながり、運営や施策の実施に新たな効果をもたらすことが期待されます。慣習・しきたりにとらわれず、女性が政策・方針決定の場に参画することが当たり前となるよう、具体的な目標を定め、女性の登用を進めていく必要があります。

用語

※1 女性のエンパワーメント：女性が自らの意識と能力を高めて意思決定過程に参画し、政治的、経済的、社会的に力を持った存在になること。

【施策の内容】

(1) 意思決定の場における女性の参画促進

施策	具体的取組	関連課
①審議会等への女性の登用促進	町の各種審議会や委員会等への女性の参画機会を拡大し、意思決定過程において多様な意見が反映されるよう積極的な女性の登用を推進します。	各課
②企業や行政における管理職等への女性の登用促進	町内企業及び町職員に対し、研修等を通じて情報提供・意識啓発を図り、女性の職域拡大や人材育成、管理職への登用を促進します。 また、企業に対し、ポジティブアクション(※1)導入に向けた啓発を推進します。	総務課 経済振興課
③区や組、各種団体等における女性の参画促進	区長会や各種団体等に対し、役員等に一定数女性を選任するなど、方針決定の場等への女性を積極的に登用するよう働きかけます。	各課

(2) 女性のエンパワーメント支援

施策	具体的取組	関連課
①女性のエンパワーメントの促進	女性に対する意識改革や能力開発、人材育成等を通じて、エンパワーメントを支援します。	各課

用語

※1 ポジティブ・アクション：さまざまな分野において、男女間の格差を是正するため、一方の性に対して一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的として講じる暫定的な措置。

施策2 男女がともに働きやすい環境の整備【女性活躍推進】

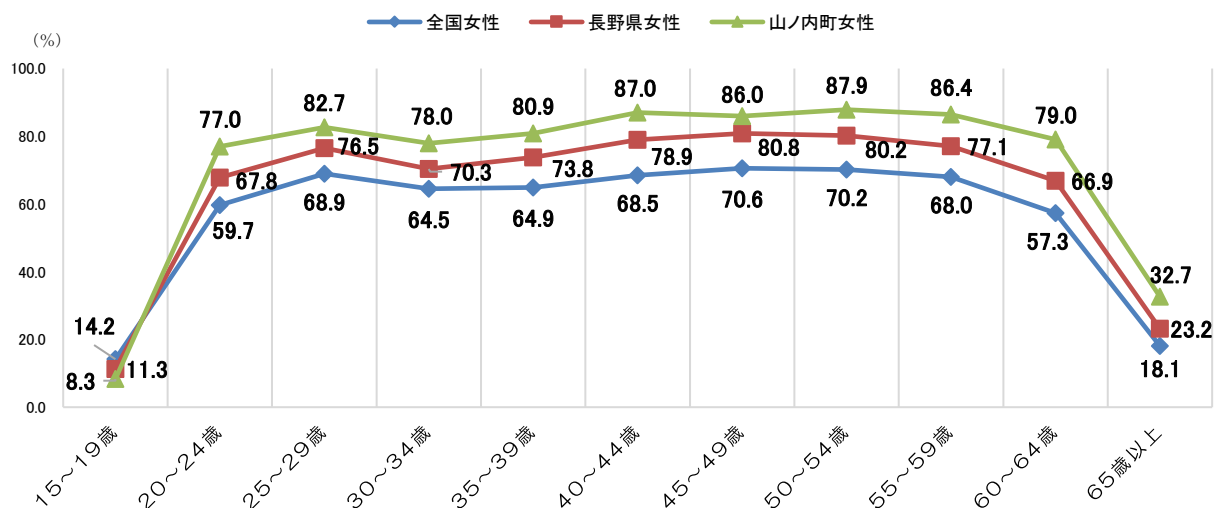
【現状と課題】

当町は観光や農業、商工業等自営業に従事している女性が多く、労働の担い手として重要な役割を担っている一方で、労働の対価としての賃金や休暇等の権利があいまいになる傾向があり、家事や育児、介護等の家庭内労働と相まって女性に過度の負担がかからないように配慮する必要があります。家庭内であっても労働条件に関する取り決めを行い、ともに経営を支え、責任を分かち合うという職業意識の向上を図ることが必要です。

当町の家族経営協定（※1）の締結数は、令和6年度までに58組となり、農村生活マイスター（※2）との連携を強化するとともに、引き続き協定者の増加に向けて推進をしていく必要があります。また、商工業の分野では、女性の視点から新しいサービスや商品の開発、情報発信等を進めることによって、産業の活性化が期待できます。

女性の年齢階層別就業率を見ると、全国、県と比較し、町はほとんどの年代で最も高くなっています。またいずれも、結婚・出産・育児期にあたる30～34歳の就業率が低くなっており、育児が落ち着いた時期に再び上昇という、いわゆる「M字カーブ」が見られますが、当町は高い就業率を維持していることから、子育て支援サービスの利用や家族間の協力により、復職・再就職ができる環境にあることがうかがえます。

■女性の年齢階層別就業率（R2 国勢調査より）



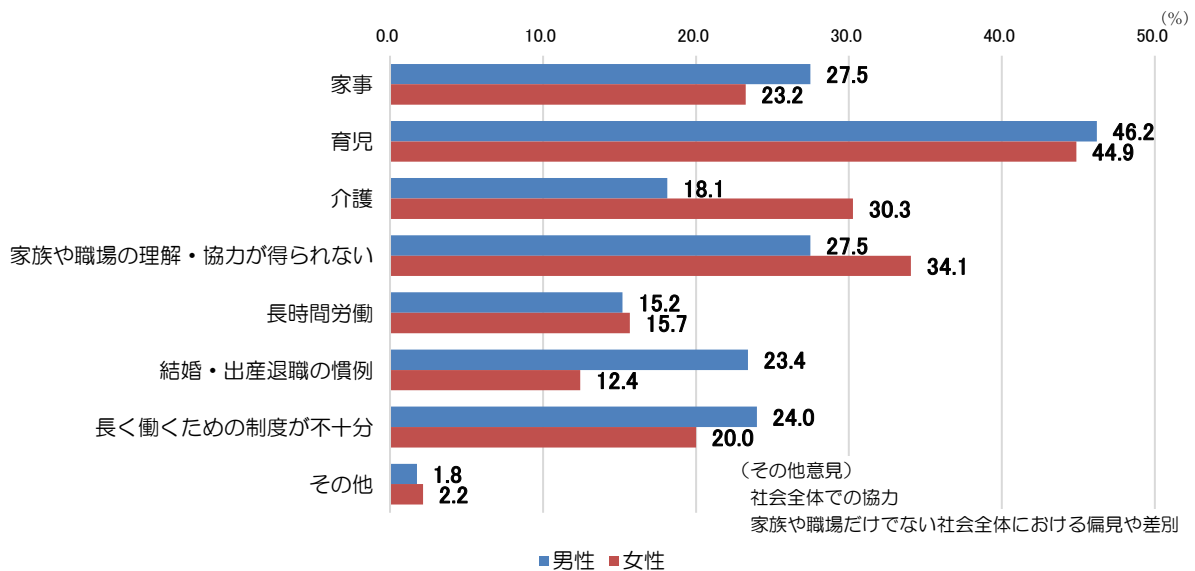
用語

※1 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

※2 農村生活マイスター：地域農業の振興、望ましい農家生活の推進及びむらづくり活動等に女性の立場から取り組み、地域の実践的リーダーとして活動することをねらいに、農業経営と農家生活の向上に意欲的な女性農業者を農村生活マイスターとして認定する長野県の制度。

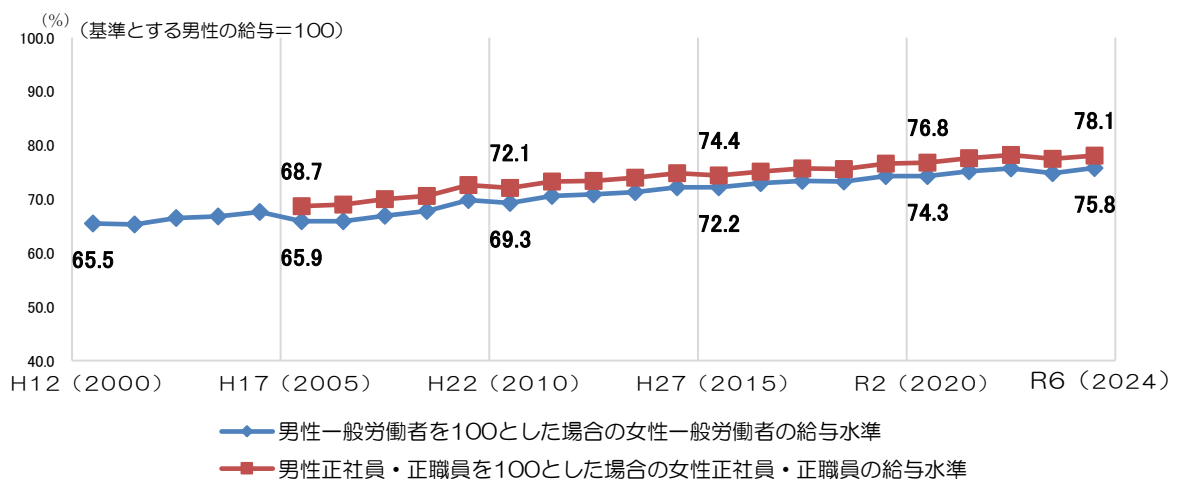
しかしながら、R7町民意識調査の結果では、女性が働き続けるうえでの支障になっていることとして、育児や介護、家族や職場の理解・協力が得られないことなどが挙げられていることから、育児や介護を支援するサービスのさらなる充実や、長時間労働の見直し、周囲の理解促進のための啓発等に、引き続き取り組む必要があります。

■女性が働き続けるうえで支障になると思うこと（2つ選択）（R7町民意識調査より）



また、給与格差は徐々に改善されているものの、いまだ男女間には差があり、女性は男性の8割未満の給与水準であることがわかります。

■男女間所定内給与格差の推移（厚生労働省 賃金構造基本統計調査より）



制度上の男女平等にとどまらず、実質的な男女格差を解消するため、男女雇用機会均等法等の趣旨を踏まえた、雇用する側の積極的な取り組みが求められます。

【施策の内容】

(1) 農業・観光商工業等の自営業における環境整備

施策	具体的取組	関連課
①農業における環境整備	農業経営への女性の参画及び就業条件の整備のため、農業経営家族経営協定締結の促進を図ります。	農林振興課
②観光商工業における環境整備	商工会等の観光商工業における各種団体等を通し、啓発や活動支援を行います。	経済振興課
③女性グループとの連携	農村生活マイスターや各種団体の女性部等の女性グループを支援し、連携を強化します。	各課

(2) 雇用の場における男女の機会均等と待遇の確保

施策	具体的取組	関連課
①男女雇用機会均等法等の周知啓発	町民や企業に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、労働関連法等の法や制度の周知を図り、仕事と家庭の両立支援を促進します。	総務課 教育委員会
②女性の就業・キャリアアップ支援体制の充実	関係機関と連携し、女性の就労やキャリアアップ等に関する各種講座・セミナーや相談・支援窓口等の情報提供を充実します。	経済振興課

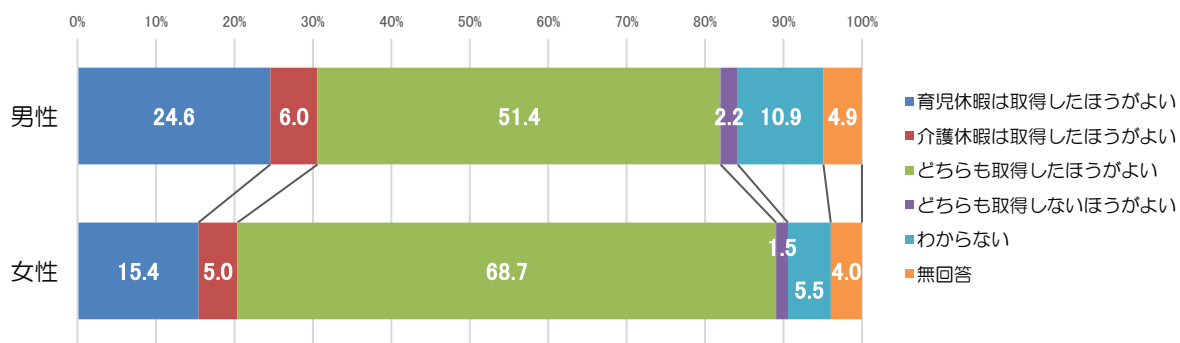
施策3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和【女性活躍推進】

【現状と課題】

人々の価値観の多様化、社会構造の変化を踏まえ、すべての人が自己実現や生きがいのある生活を送るために、ワーク・ライフ・バランス（※1）の実現は、重要な課題となっています。国は、平成30（2018）年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」を公布し、平成31（2019）年4月から、関連する法令が順次施行されています。具体的には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等に関する法律の見直しが図られ、働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが進められています。

町では、育児・介護支援に関する様々なサービスの充実を図るとともに、研修や広報活動により、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発に努めてきました。R7 町民意識調査では、男性の育児・介護休暇について「どちらも取得したほうがよい」という回答が半数以上でありました。しかし現実として、職場への影響や、給与面等における家庭への影響などを考慮すると、男性が育児・介護休暇を取得することは容易ではありません。また、介護休暇のほうが取得しづらいことがうかがえます。

■男性の育児・介護休暇について（R7 町民意識調査より）



企業は、育児や介護休暇を取得しやすい環境整備を進める一方で、働く男性も家事や育児、介護に関わることができるよう、長時間労働にならない働き方を模索するなどの努力が求められています。

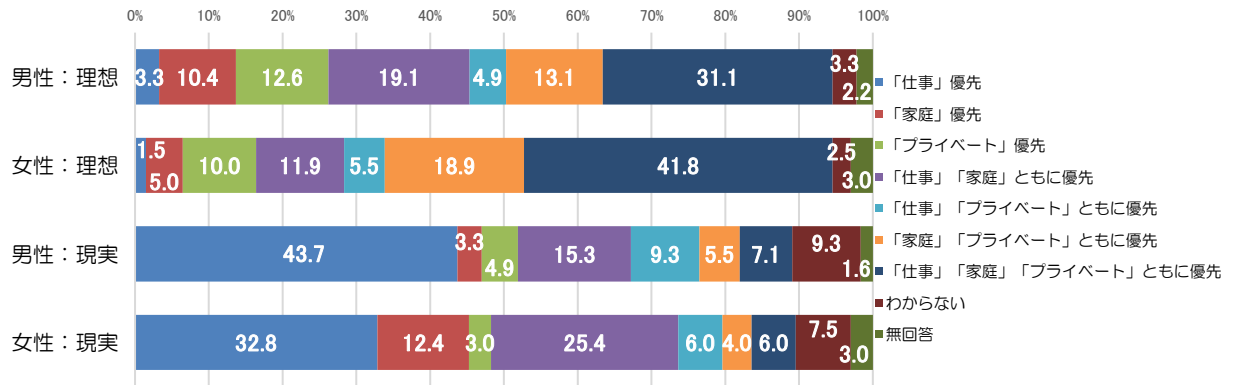
また、町内に多い宿泊業や飲食業あるいは農業従事者の働き方として、長時間労働が常態化しやすい、シフト制によりまとまった休暇が取りにくい、IT化が進みづらくマンパワー中心の運営形態になっているなどの特徴があり、柔軟な働き方が難しい職種であるといえます。同業種における働き方改善の好事例について情報提供したり、導入に向けた啓発を推進する必要があります。

用語

※1 ワーク・ライフ・バランス：働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

R7町民意識調査では、「仕事」、「家庭」、「プライベート」の優先度について、理想ではすべてをともに優先したいという回答が最も高いものの、現実では仕事優先が最も高いことから、ワーク・ライフ・バランスの実現することは厳しいのが現状です。

■ 「仕事」、「家庭」、「プライベート」の優先度について（R7町民意識調査より）



家庭・・・家事・子育て・介護等 プライベート・・・趣味・学習・地域活動・ボランティア・休養等

家庭とプライベートの時間を確保することは、生活に満足感をもたらし、勤労意欲の上昇や幅広い視野を持つ人材の育成につながります。

誰もが、仕事と仕事以外の生活を両立でき、一人ひとりのライフスタイル・ライフステージに合った生き方を選択できるよう、多様で柔軟な働き方や就労環境に関する法・制度の普及促進を図るとともに、子育てや介護に対するより一層の支援の充実が求められます。

【施策の内容】

(1) 仕事と育児・介護等の両立支援の充実

施策	具体的取組	関連課
①子育て支援事業の充実	延長保育や休日保育、一時保育、こどもの居場所づくりなど、希望者が誰でも利用できる、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの拡充に努めます。	教育委員会
②託児サービスの充実	子育て中でも地域・社会活動や学習等の機会を確保できるよう、会議や集会、健診時等の託児サービスを充実します。	各課
③地域包括ケアシステムの充実	保健・医療、介護等に関する各種サービスの提供や、相談・支援体制の整備を推進します。	健康福祉課

(2) ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発

施策	具体的取組	関連課
①町民や企業等への啓発	ワーク・ライフ・バランスの必要性の理解促進のため、町民や企業、自営業者等に対する啓発活動を実施します。	教育委員会
②企業等への各種制度の普及促進	育児・介護休暇制度やフレックスタイム(※1)、アウトソーシング(※2)やテレワーク等の多様な働き方につながる制度に関する情報提供を行い、普及促進を図ります。 また、観光商工業・農業等の従事者に対し、働き方改善に関するロールモデルの提示などを行います。	経済振興課 農林振興課 教育委員会

用語

※1 フレックスタイム：1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者とその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。

※2 アウトソーシング：業務の効率化等を目的に、業務の一部を外部の協力先に発注すること。

基本目標3 健やかで安心できる自立した生活づくり

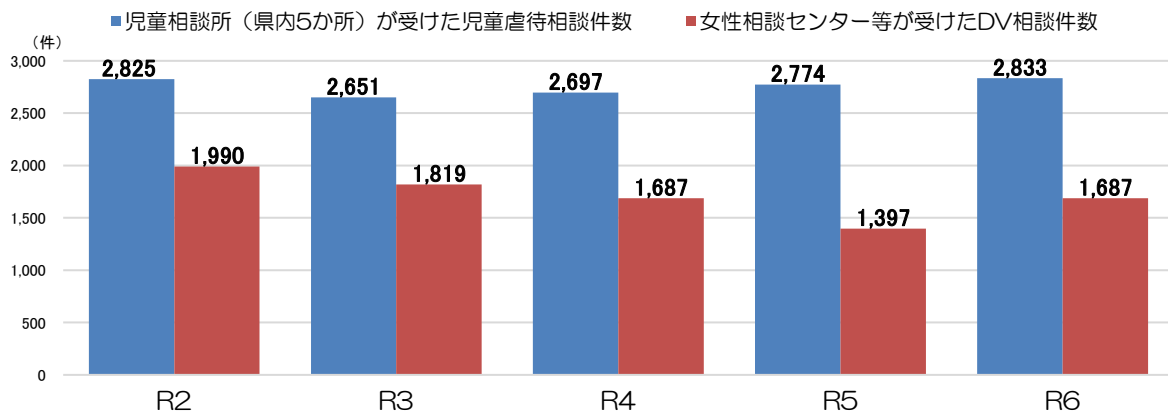
施策1 あらゆる暴力の根絶【DV防止】

【現状と課題】

男女共同参画社会の基本にあるのは、男女の人権の尊重であり、あらゆる暴力やハラスメントは、性別や間柄等に関係なく、決して許されることのない重大な人権侵害です。しかしながら、ドメスティック・バイオレンス（DV）（※1）やストーカー行為、セクシュアルハラスメント（※2）、パワーハラスメント（※3）、マタニティハラスメント（※4）、SNS等を介した性犯罪やデートDV（※5）などの人権問題も多数発生しており、これらの被害者の多くが女性となっています。また、こどもがDV被害者の親から虐待を受けるなど、DVが起きている家庭では児童虐待も同時に行われる場合があり、暴力の負の連鎖が懸念されます。また、近年ではカスタマーハラスメント（※6）も社会問題化しています。

県内においては、DVや児童虐待等の相談件数が増加傾向にあり、被害者に対する相談・支援の強化や、未然防止に向けた対策が求められています。

■「長野県が受け付けた児童虐待・DV等の相談件数」（長野県県民文化部プレスリリース資料より）



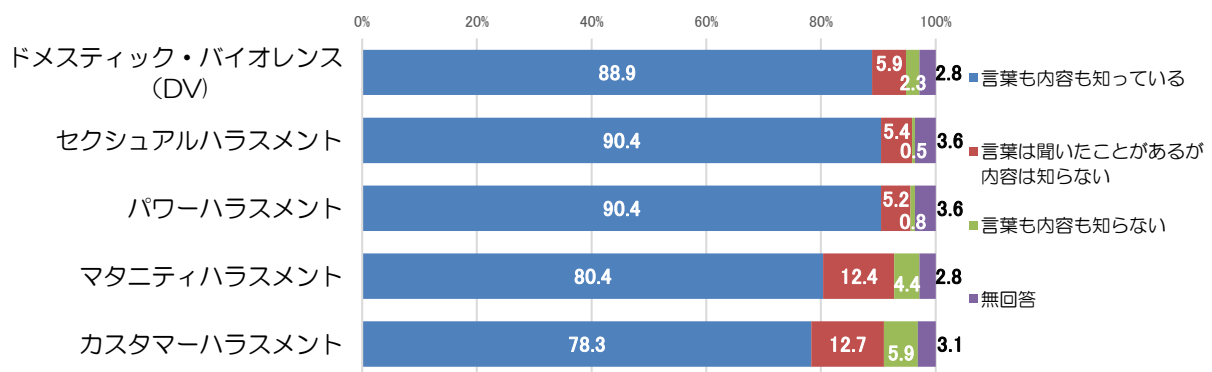
用語

- ※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係の相手から振るわれる暴力（身体的・性的・経済的・心理的など）のこと。親子間の暴力等も含めることもある。
- ※2 セクシュアルハラスメント：性的嫌がらせのこと。また職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じることなど。
- ※3 パワーハラスメント：職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為。
- ※4 マタニティハラスメント：妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いのこと。
- ※5 デートDV：交際中の異性への暴力行為。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒（ばとう）する、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。
- ※6 カスタマーハラスメント：顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、社会通念上許容される範囲を超えた言動により、労働者の就業環境を害すること。

町では、あらゆる暴力や児童虐待、ハラスメント等の未然防止・早期発見・早期対応のため、広報活動や研修による教育・啓発を推進するとともに、民生児童委員や人権擁護委員、関係機関等との連携による相談・支援体制の整備を進めてきました。

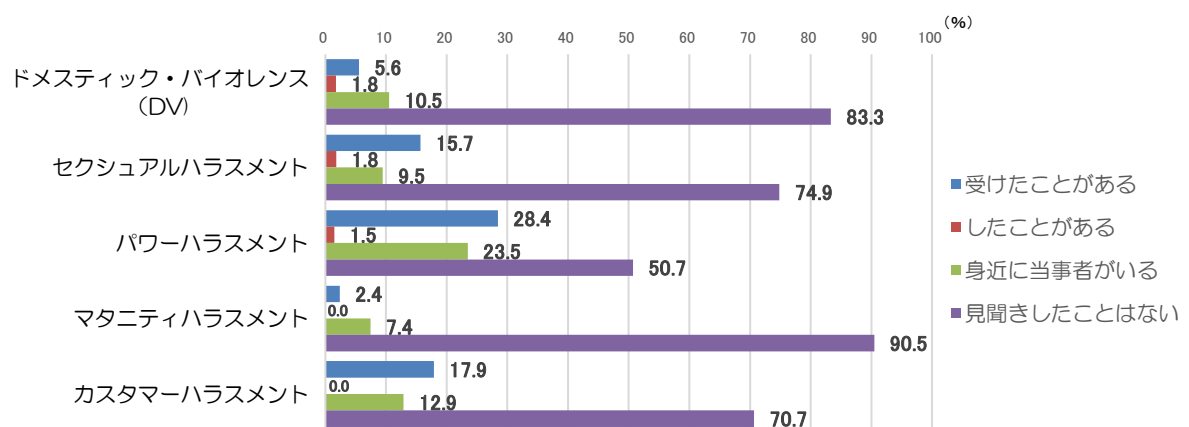
R7町民意識調査のDVやハラスメントの認知について、いずれの問題においても、大多数の町民は、言葉も内容も認知しています。

■ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメントの認知（R7町民意識調査より）



一方、経験について、すべての問題において「受けたことがある」との回答があり、パワーハラスメントに次いでカスタマーハラスメントが多いです。パワーハラスメントは、「受けたことがある」「身近に当事者がいる」の回答の割合が高く、依然身近に存在する人権侵害とつながります。

■ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメントの経験（R7町民意識調査より）



令和2（2020）年6月の男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正による、事業主や労働者に対するセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止対策の強化、また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」の改正により、パワーハラスメント対策の義務化、令和8（2026）年度中か

らはカスタマーハラスメント対策も義務化となります。

暴力やハラスメント等の予防・根絶のため、あらゆる機会を通じた教育・啓発を継続して行う必要があります。また、被害者がためらうことなく迅速に相談できるよう、相談窓口の広報周知に努めるとともに、関係機関と連携した被害者に対する相談・支援体制、保護機能の強化、自立に向けた支援に取り組みます。

【施策の内容】

(1) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

施策	具体的取組	関連課
①あらゆる暴力行為やハラスメント防止のための教育・啓発【DV防止】	行政、学校、地域、企業等あらゆる場において、DVや児童虐待、ストーカー行為、ハラスメント等に関する正しい知識の普及を進め、あらゆる人権問題や犯罪行為を許さない意識づくりを推進します。	各課
②若年層に対する意識啓発	学校において、デートDV等に関する啓発を行うとともに、性に関する有害な社会環境の排除に取り組みます。	教育委員会

(2) 被害者救済のための相談・支援体制の充実

施策	具体的取組	関連課
①相談員等の育成とスキルアップ	相談にあたる者が、女性相談や児童相談に係る研修を積極的に受講し、相談業務に対する知識醸成・技能取得を図ります。	教育委員会
②相談窓口等の広報周知	広報誌、ホームページ、パンフレット等の媒体や、各種講座・研修等の機会を通じて、相談窓口や支援制度等の広報・周知を行います。	教育委員会
③庁内外の関係機関との連携強化	被害者救済に対する迅速かつ適切な対応のため、庁内の各課や関係機関などとの連携を強化します。	各課

施策2 生涯を通じた心と体の健康づくり支援

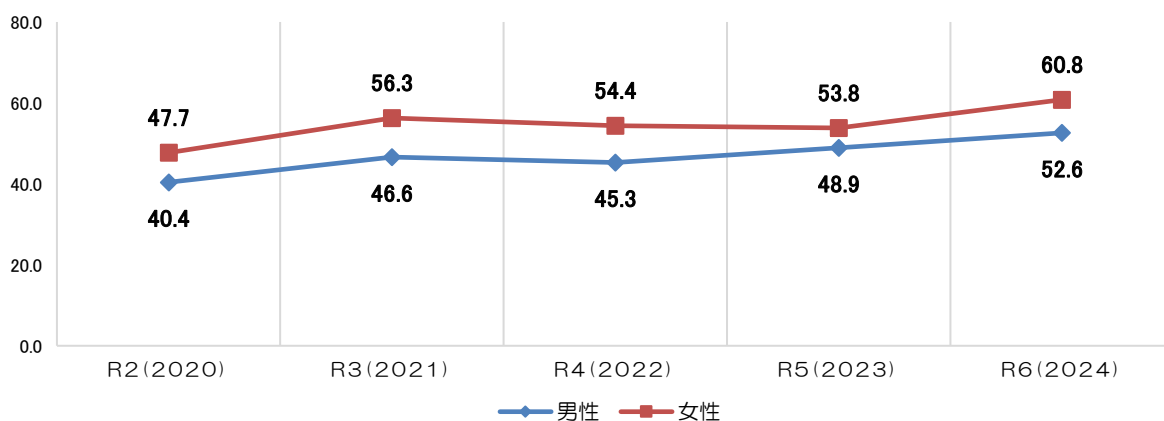
【現状と課題】

自分自身を大切にし、健康な生活を送ることは、誰もが持つ権利であり、生きるうえでの基本です。女性も男性も、それぞれの身体の特徴を理解して思いやりをもって生活することが、男女共同参画社会を形成する重要な要素の一つです。

町では、小中学校における成長過程に合わせた性教育により、児童生徒に対し妊娠や出産に関する適切な指導を行っています。また、妊産婦に対する子育て制度の周知や、こどもの両親に対するセミナーの実施により、母性保護のための啓発を推進しています。更に、各種健（検）診や保健指導の実施、啓発講演会の開催、相談窓口の設置等を通じて、町民の心身の健康づくりを推進しています。特定健診受診率は、令和6年度で女性が60%、男性50%を超える受診率となりました。今後も、更なる受診率の向上を目指し、町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という自己管理意識を高めていく必要があります。

■山ノ内町特定健診受診率*推移（健康福祉課より）

* 40-74歳の国民健康保険加入者で、町の健康診断を受診した人の割合

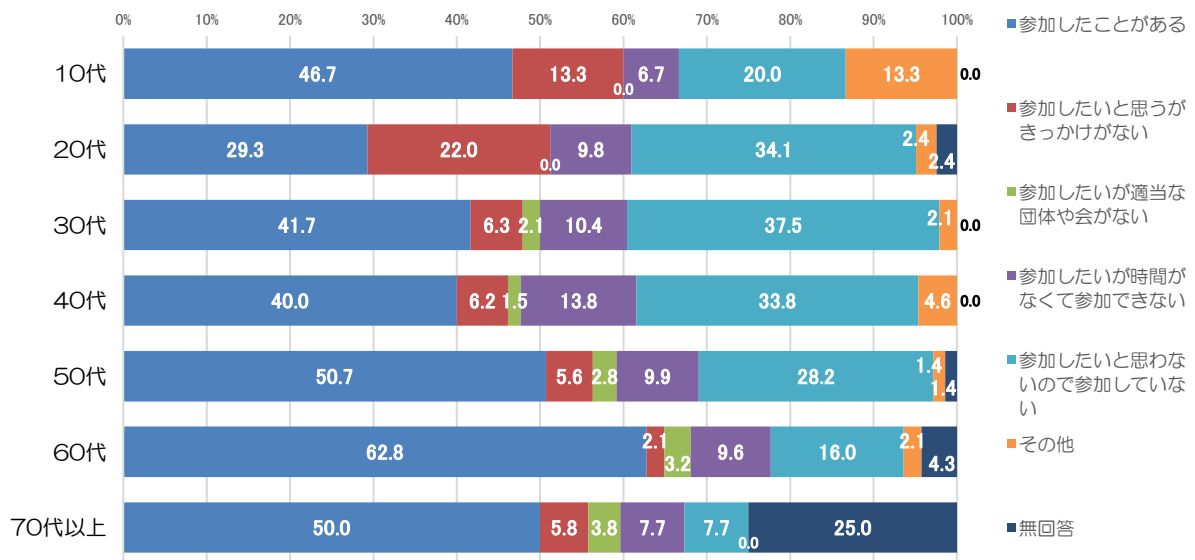


現代社会では、ストレスや生活習慣の乱れにより、心の病や生活習慣病など心身に何らかの不調を訴える人が増えています。体と心の健康は密接に結びついており、その原因から背景事情を考慮し、様々な角度から対策を講じる必要があります。

また、高齢化社会により、認知症や寝たきりになる高齢者が増加している中、誰もが心身ともに健康で豊かな生活を送れるよう、生涯にわたる学習機会の確保や、生きがいつくりが求められています。当町では、公民館事業である「山ノ内町シニア大学講座」をはじめとする各種教室や団体・サークル活動等の生涯学習により、町民の生きがいつくりや地域社会への参加を推進しています。

R7町民意識調査の結果では、区の行事や公民館活動などに自主的に参加したことがある人の割合は、20代が低い傾向であることから、コミュニティ意識の醸成やコミュニティ活動の促進につながる取り組みを進めていく必要があります。

■区の行事や公民館活動、社会貢献活動などに参加したことがあるか（R7町民意識調査より）



引き続き、男女問わず誰もがあらゆる世代と共に社会の重要な一員として、生きがいをもって活躍できるよう、多様なニーズに応じた生涯学習活動やスポーツ・芸術文化活動等を充実し、仲間づくりや地域の活性化を図ります。

【施策の内容】

(1) 性と生殖に関する教育・啓発の推進

施策	具体的取組	関連課
①学校における性と生殖の知識についての適切な教育	学習指導要領やこどもの個性・発達段階等に 応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した 適切な性教育を行います。	教育委員会
②母性保護のための意識啓発	働く男女のための出産・育児に関する制度や、 子育てにおける周囲の理解・協力の必要性に ついて周知・啓発を行い、母親の孤立防止や心 身の安定を図ります。	健康福祉課
③性の多様性の理解に向けた教育・啓発	学校・地域・企業などあらゆる場において、性 的指向・性自認（※1）について、理解を深め るための教育・啓発を行います。	総務課 教育委員会

(2) ライフステージに応じた心身の健康づくりの推進

施策	具体的取組	関連課
①各種健（検）診事業の充実や受診しやすい環境づくり	病気の早期発見・早期治療のために、特定健診 や健康診査、がん検診、妊産婦健診などのライ フステージに応じた健診体制や保健指導を充 実し、受診の促進を図ります。	健康福祉課
②健康づくり意識高揚のための啓発の推進	生涯にわたる心身の健康の保持・増進のため、 各種教室や講演会等の啓発活動により、健康 づくりを支援します。	健康福祉課
③相談・支援体制の充実	一般健康相談や心の健康相談、運動健康相談 等の相談事業を展開するとともに、健康に関 する各種相談窓口や機関等を広く周知しま す。	健康福祉課
④生涯学習・活動の推進	老若男女問わず誰もが気軽に参加できる、多 様な学習機会・スポーツ環境を提供し、市民の 生きがいづくりや社会参加を支援します。	教育委員会

用語

※1 性的指向・性自認：性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。代表的な性的少数者として、Lesbian（レズビアン、女性の同性愛者）Gay（ゲイ、男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル、両性愛者）などがある。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念のこと。代表的な性的少数者としてTransgender（トランスジェンダー、身体の性と心の性が一致していない人々）などがある。

施策3 誰もが安心して暮らせる環境の整備【女性支援】

【現状と課題】

性別や国籍、障がいの有無、年齢、家族形態などに関わらず、誰もが安心して暮らせることが、社会のあるべき姿です。しかしながら、障がい者や高齢者、ひとり親家庭の人、外国人などは生活上の困難に直面しやすく、その対象が女性である場合、更に困難な状況に置かれる可能性があります。

高齢者に関しては、年齢に伴う判断力の低下に起因する詐欺被害や、人間関係の疎遠化による孤立死などが国民的な課題になっています。障がい者については、物理面、制度面、文化・情報面、心理面などにおける障壁（バリア）を社会全体で排除していくことが求められます。また、ひとり親家庭においては、収入の減少による生活困窮や、生計の維持とこどもの養育や介護等を両立させることへの負担増大が懸念されます。

町内の外国人人口は年々増加傾向にあります。それぞれの特性や知識・技能を生かした地域振興の頼もしいパートナーとして期待される一方、言語や宗教、生活習慣の違いなどから生活上に不便をきたしたり、意思疎通が図れず地域社会にスムーズに参加できない場合があることから、多言語による情報提供や相談・支援体制の推進が求められます。

■山ノ内町の総人口と外国人人口（4月1日現在）（第6次山ノ内町総合計画後期基本計画より）

	H27（2015）年	R2（2020）年	R7（2025）年
総人口（人）	13,351	12,148	11,187
外国人人口（人）	144	237	473
総人口に対する外国人人口の割合（％）	1.1％	2.0％	4.2％

更に、困難を抱える女性などについては、社会から孤立することを防ぎ、安全・安心な環境下で自立して生きていくための支援を、充実する必要があります。

また、近年続発する自然災害等によって防災意識が高まる中で、男女間の被災時に受ける影響やニーズの違いを踏まえた配慮が必要なことが指摘され、緊急時の対応に備え、様々な視点を反映した防災対策が求められています。国は、女性の視点による災害対応力の強化を目的に、令和2年に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を策定し、活用徹底を推進しています。当町においても、このガイドラインの趣旨を踏まえ、防災・減災活動への女性の視点の拡大を図る必要があります。

【施策の内容】

(1) 困難を抱える女性などへの支援

施策	具体的取組	関連課
①困難を抱える女性への支援【女性支援】	複雑、複合的な困難を抱えた女性に対し、庁内外の関係機関と連携強化を図ります。	各課
②障がい者や高齢者が安心して暮らせる環境の整備	安全・安心な生活環境の確保、社会的自立及び社会参画を推進するため、公共施設や道路、住宅などの整備やバリアフリー（※1）化やユニバーサルデザイン（※2）の視点に基づいた設計を推進します。	各課
	一人ひとりの適正や能力に応じた健康支援や交流の場の提供、就労支援などを行います。	健康福祉課
③ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や医療費助成等の経済的支援や就労支援などを行います。	健康福祉課
④外国人が暮らしやすい環境の整備	多言語や「やさしい日本語（※3）」による各種サービスや情報の提供、相談・支援を充実化します。	各課

(2) 防災・復興における男女共同参画の推進

施策	具体的取組	関連課
①防災・減災活動への女性の視点の拡大	国のガイドラインに基づき、女性の視点を取り入れた災害対応のための各種計画やマニュアル等の作成・見直しを図ります。	危機管理課 消防課 教育委員会
	消防団や自主防災組織、防災会議等における女性の参画促進を働きかけ、女性がリーダーとしての役割を主体的に担うための支援を行います。	
	防災訓練や避難所運営に関する学習の機会への、女性の積極的な参加を促進します。	

用語

※1 バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差などの物理面、制度面、文化・情報面、心理面の障壁の除去も含む。

※2 ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

※3 やさしい日本語：一つの単語や文を短く簡素化したり、漢字にふりがなをつけたりすることにより、普通の日本語よりも簡単で、外国人が理解しやすいように配慮された日本語。外国人だけでなく日本人にとっても分かりやすく、高齢者やこども、障がいのある人などとコミュニケーションをとる際にも有効な言葉である。

第4章 計画推進のために

庁内外のさまざまな組織、機関、団体等が連携し、男女共同参画社会の実現をめざします。

1 推進体制

(1) 男女共同参画計画推進協議会

男女共同参画社会実現のため、行政と住民が協働して施策の推進に努めます。

(2) 男女共同参画政策庁内推進会議

庁内の関係部署が連携し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。

(3) 関係機関等との協力・連携

国・県や近隣市町村、関係機関等との協力・連携を図ります。

(4) 学校・家庭・地域・企業等との連携

学校・家庭・地域・企業等が男女共同参画の理念を理解し自主的な取り組みを推進するとともに、互いに連携することでより効果的な推進を図ります。

(5) 町民との連携

男女共同参画社会実現に向け活動する組織やグループなどとの連携を図ります。

2 計画の目標値

指標名	第5次プラン 策定時目標値	第6次プラン策定時	
		現状(※1)	目標値
基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり			
家庭で男性が家事を全く やらないと考える人の割合	5%	15.0% 令和7(2025)年度 意識調査	5% 令和12(2030)年度 意識調査
「男は仕事、女は家庭」 の考え方を肯定するの割合	0%	4.4% 令和7(2025)年度 意識調査	0% 令和12(2030)年度 意識調査
慣習・しきたりにおける 男女の地位の平等感につ いて平等と思う人の割合	25%	13.7% 令和7(2025)年度 意識調査	25% 令和12(2030)年度 意識調査
基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり			
審議会等における女性委 員の割合	30%	24.0% 令和7(2025)年 3月31日	30% 令和12(2030)年 3月31日
町職員における係長以上 の女性の割合	30%	25.5% 令和7(2025)年 4月1日	30% 令和12(2030)年 4月1日
家族経営協定締結数	55組	58組 令和7(2025)年 3月31日	65組 令和12(2030)年 3月31日
区等の責任ある役職はほ とんどが男性であると考 える人の割合	55%	69.5% 令和7(2025)年度 意識調査	55% 令和12(2030)年度 意識調査
基本目標3 健やかで安心できる自立した生活づくり			
DVを経験したことのあ る人(※2)の割合	0%	17.8% 令和7(2025)年度 意識調査	0% 令和12(2030)年度 意識調査
女性消防団員数	10人以上	9人 令和7(2025)年 3月31日	10人 令和12(2030)年 3月31日

※1：意識調査については、回答総数における割合

※2：「受けたことがある」「したことがある」「身近に当事者がいる」と回答した人の割合

3 町民のみなさんへのお願い

●基本目標1 「男女共同参画社会実現に向けた意識づくり」のために

- ・性別による固定的な役割分担意識、決めつけがないか振り返りましょう。
- ・アンコンシャスバイアスに気づき、考えてみましょう。相手や自分の可能性を狭めているかもしれません。
- ・町が開催する男女共同参画に関する講座や研修に、積極的に参加しましょう。
- ・町などが発信する情報を、男女共同参画の視点でチェックしてみましょう。

●基本目標2 「男女がともに活躍できる環境づくり」のために

- ・町の審議会委員などの公募に、女性も積極的に応募しましょう。多様な価値観や発想を取り入れることにつながり、運営や施策の実施に新たな効果をもたらすことが期待されます。
- ・意欲のある女性が活躍できる職場環境、地域環境をつくりましょう。
- ・家事・育児・介護について家族で話し合い、分担し、協力しましょう。
- ・企業は、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、多様で柔軟な働き方に配慮した就業環境を整備しましょう。

●基本目標3 「健やかで安心できる自立した生活づくり」のために

- ・どんな行為や言動がDVやハラスメントにあたるのか、知識を深めましょう。
- ・企業は、ハラスメント等のない職場環境づくりや、従業員（職員）のメンタルヘルスに努めましょう。
- ・地域社会において、さまざまな困難を抱えている人への理解を深めましょう。
- ・区の行事や公民館活動、社会貢献活動へ積極的に参加し、地域の人とつながりをもちましょう。

令和7年度 男女がともに社会に参画し すみよい山ノ内町をつくるための町民意識調査の概要

1. 調査目的

男女共同参画社会に関する意識や現状を把握し、「第6次やまのうち男女共同参画プラン21」を策定するうえでの基礎資料とし、今後の行政施策に反映させる。

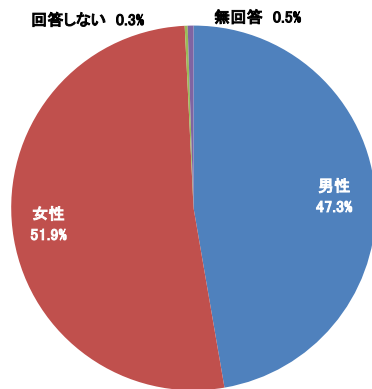
2. 調査方法

- ① 調査地域…町内全域
- ② 調査対象…令和7年9月1日現在 16歳以上の町内に居住する男女 1,000人
山ノ内町男女共同参画計画推進協議員 14人
- ③ 抽出方法…住民基本台帳より無作為抽出
- ④ 調査方法…郵送調査（無記名）
- ⑤ 調査期間…令和7年9月12日～10月3日
- ⑥ 回収状況…387人/1,014人（38.2%）

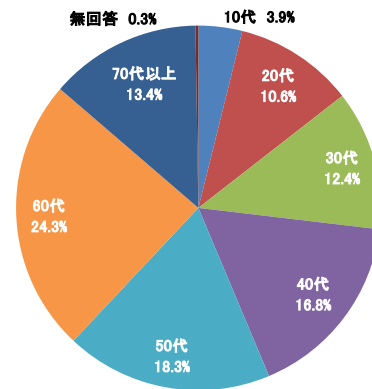
※一部の設問については、令和2年に実施した調査と比較分析するため、本調査結果と併せて掲載しています。

【属性】

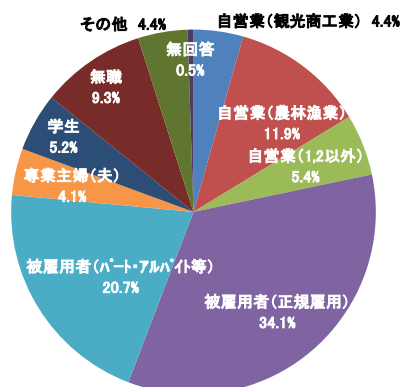
(1) 性別



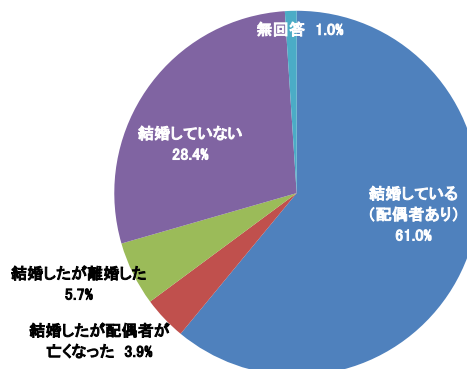
(2) 年齢



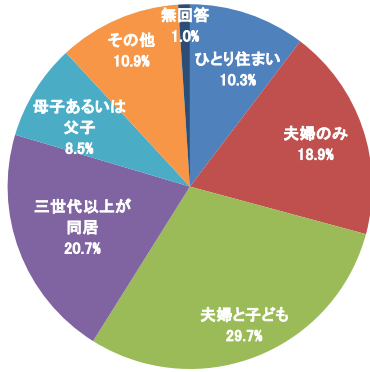
(3) 職業



(4) 結婚

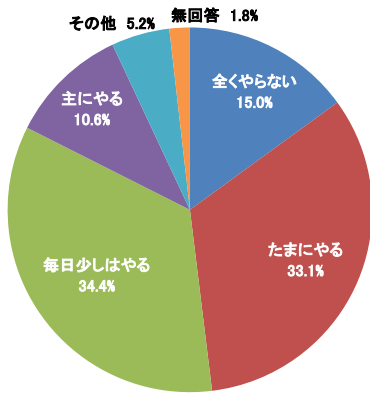


(5) 家族

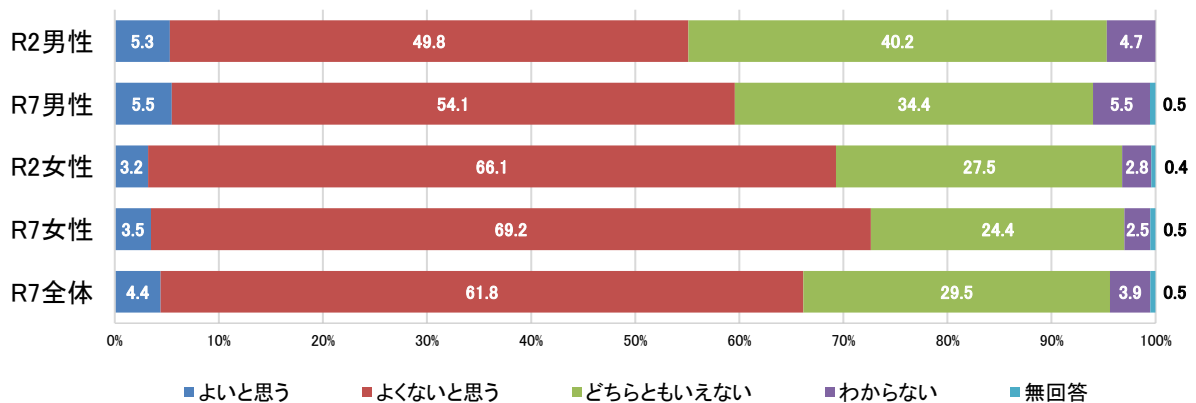


【設問】

(1) あなたの家庭では、男性が家事（育児・介護などを含む）をどの程度行っていますか。

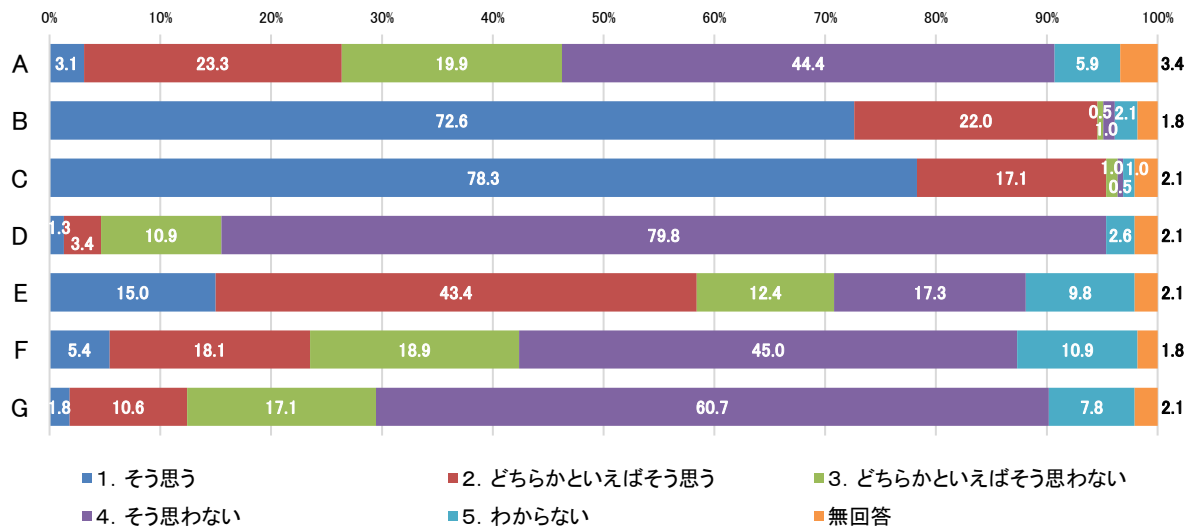


(2) あなたは「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考え方についてどう思いますか。

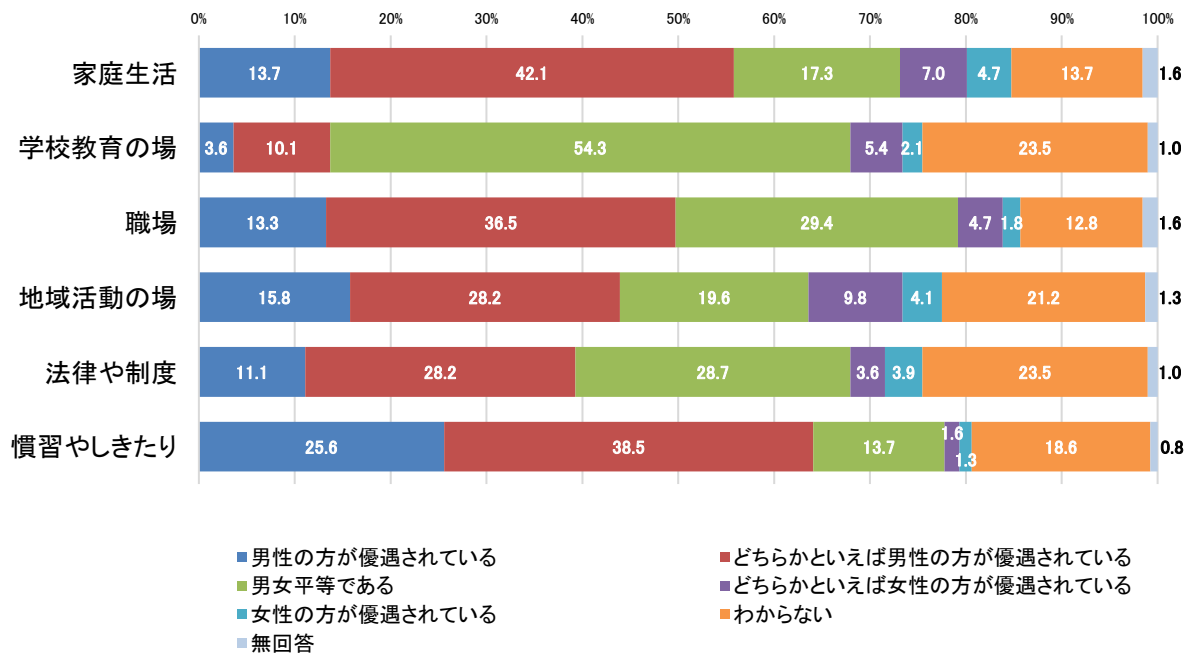


(3) あなたは、次のA～Gの考え方についてどう思いますか。

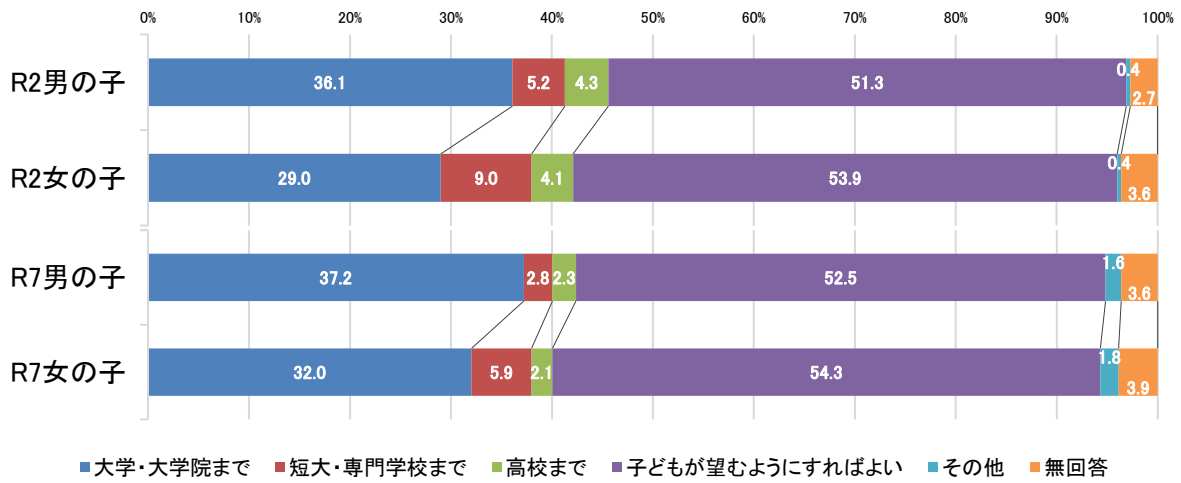
- A. 男性は外の仕事、女性は家事・子育て・介護に向いている B. 女性が仕事をもつことはよいことだ
 C. 家事・子育て・介護は男女が協力してやるべきだ D. 子どものしつけや教育は、母親の責任である
 E. 子どもが幼いうちは、女性は家庭にいたほうがよい
 F. 子どもは、女の子は優しく、男の子はたくましく育てたほうがよい
 G. 家庭で介護や看護が必要になったとき、女性が仕事を辞める（休む）べきだ



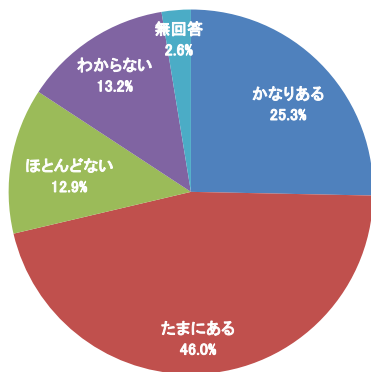
(4) あなたは、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。



(5) あなたは、自分の子どもにどの程度教育を受けさせたいと思いますか。

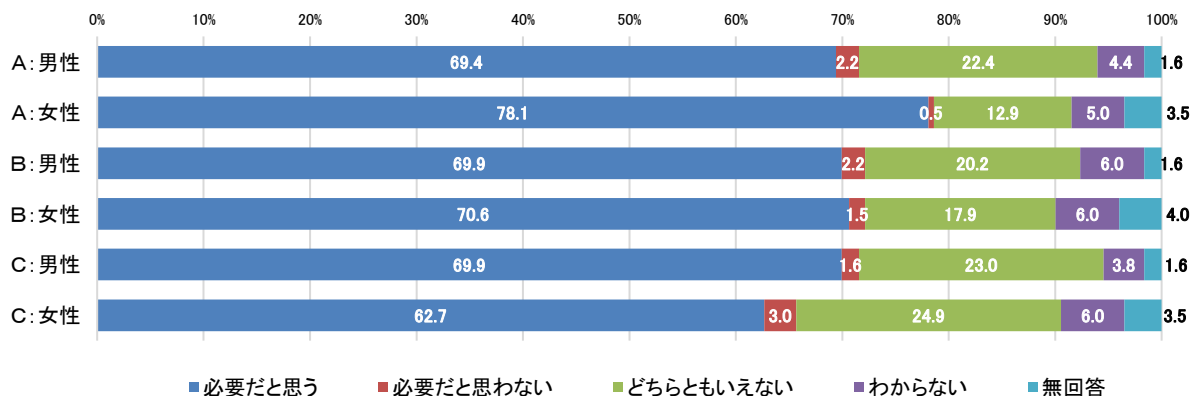


(6) あなたは、テレビやインターネットなど各種メディアからの情報が、性や男女差などに関する誤った知識や偏った考え方を助長してしまうことがあると思いますか。



(7) あなたは、次の役職に女性が就くことについてどう思いますか。

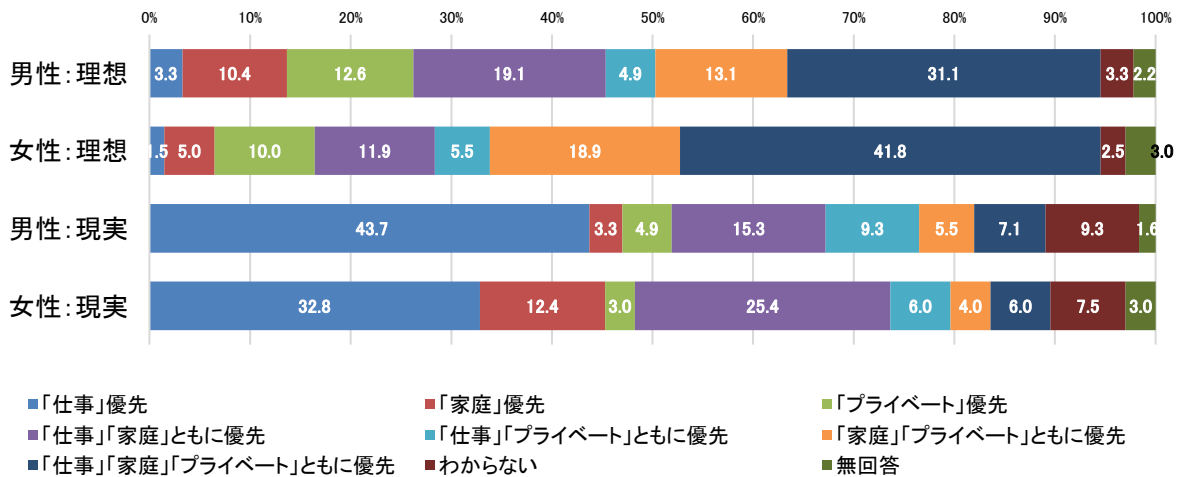
- A. 企業などにおける課長、部長、社長などの管理職
 B. 自治体における首長や地方議員
 C. 区、組、各種団体の役員



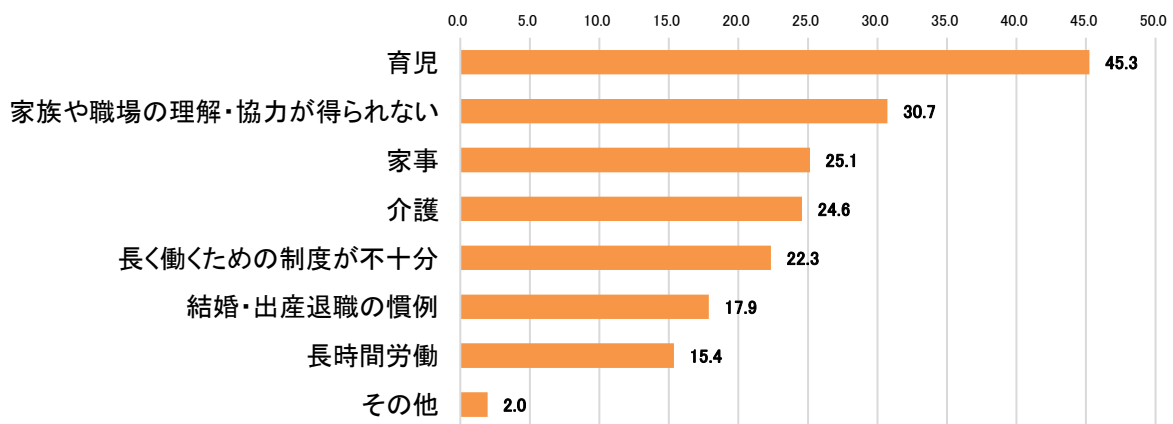
(8) 「仕事」、「家庭※」、「プライベート※」の優先度について、あなたが理想とする生活に最も近いものと、あなたの現実の生活に最も近いものを選んでください。

※家庭・・・家事・子育て・介護 等

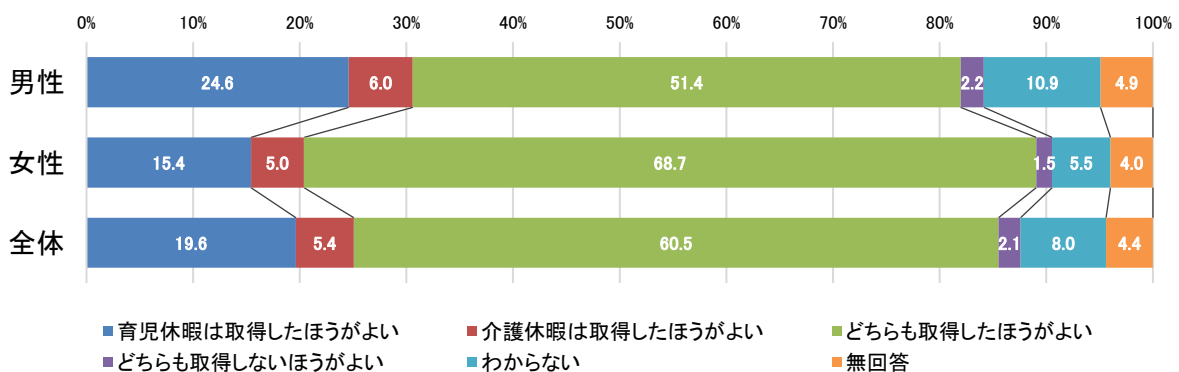
プライベート・・・趣味・学習・地域活動・ボランティア・休養 等



(9) 女性が働き続けるうえで、どのようなことが支障になると思いますか。(2つ以内選択)

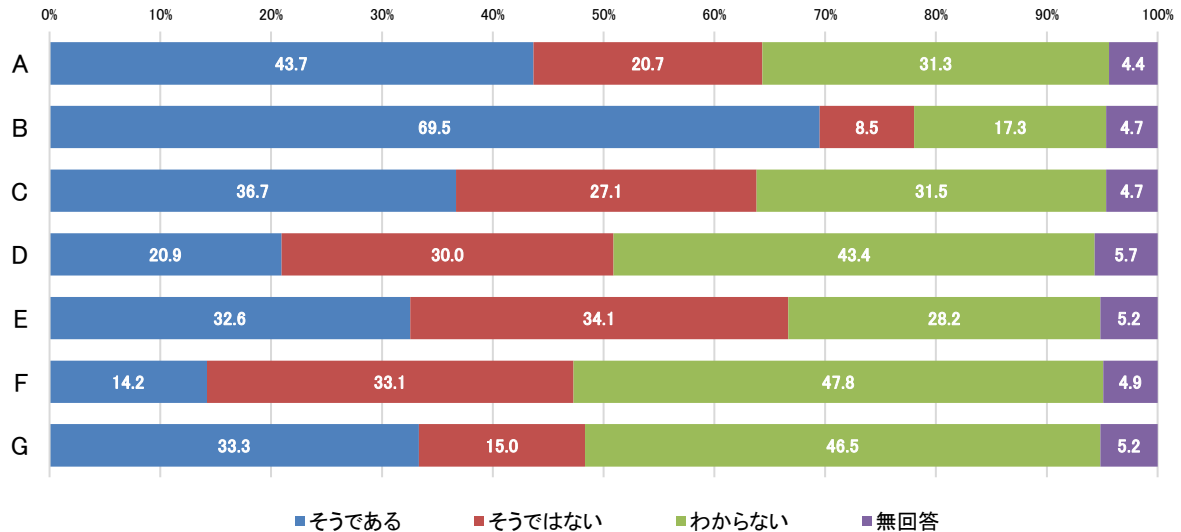


(10) あなたは、男性の育児・介護休暇についてどう思いますか。

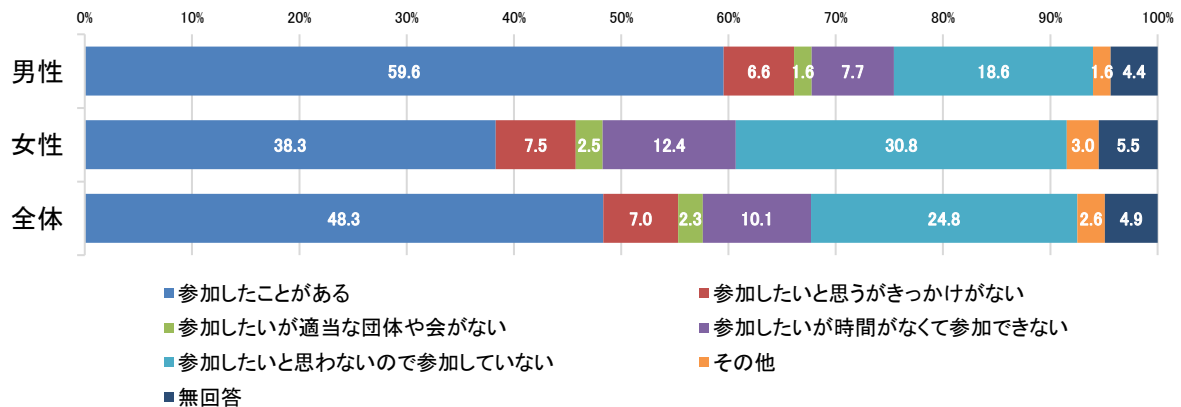


(11) 区等の地域での活動において、次のような事例が見受けられますか。

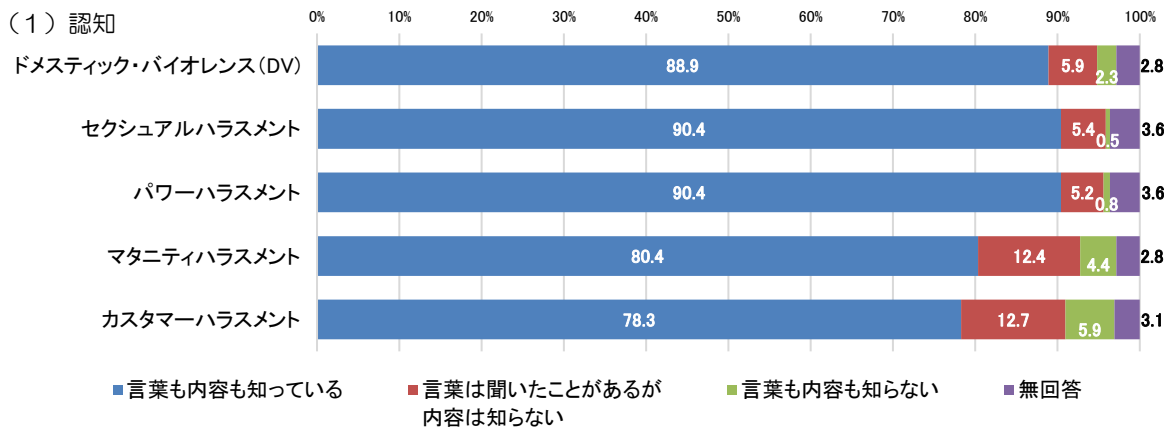
- A. 区等の長は男性と決まっている
 B. 区等の責任ある役職はほとんどが男性である
 C. 役員や組織の運営事項は男性だけで決めている
 D. 実際の仕事は妻がしているのに、名義は夫になっている
 E. 力仕事は男性、接待は女性と決まっている
 F. 女性が責任ある役職に就こうとすると、男性や他の女性から反対される
 G. 女性自身が責任ある役職に就くのを避けている



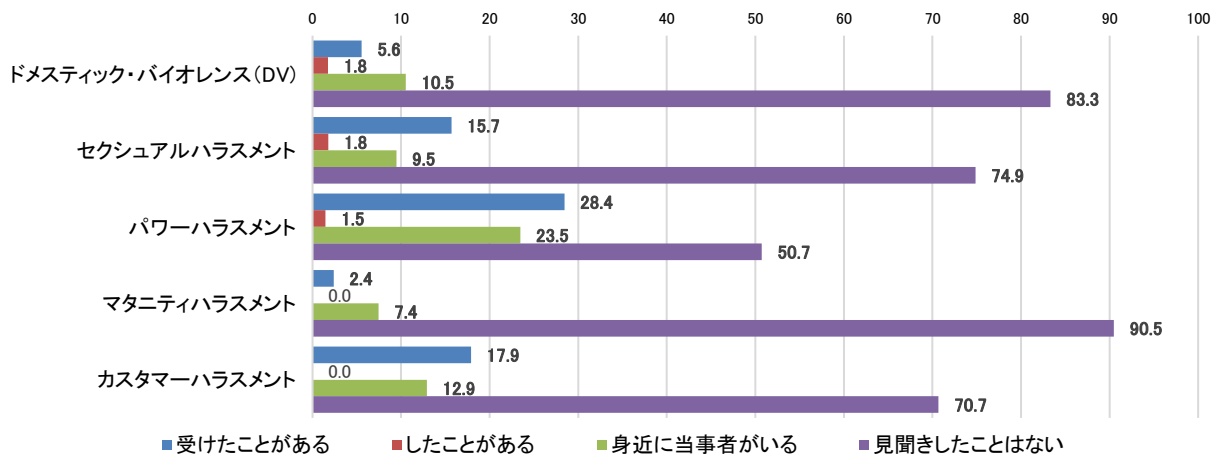
(12) あなたは、区の行事や公民館活動、社会貢献活動などの自分の意思での活動に参加したことがありますか。



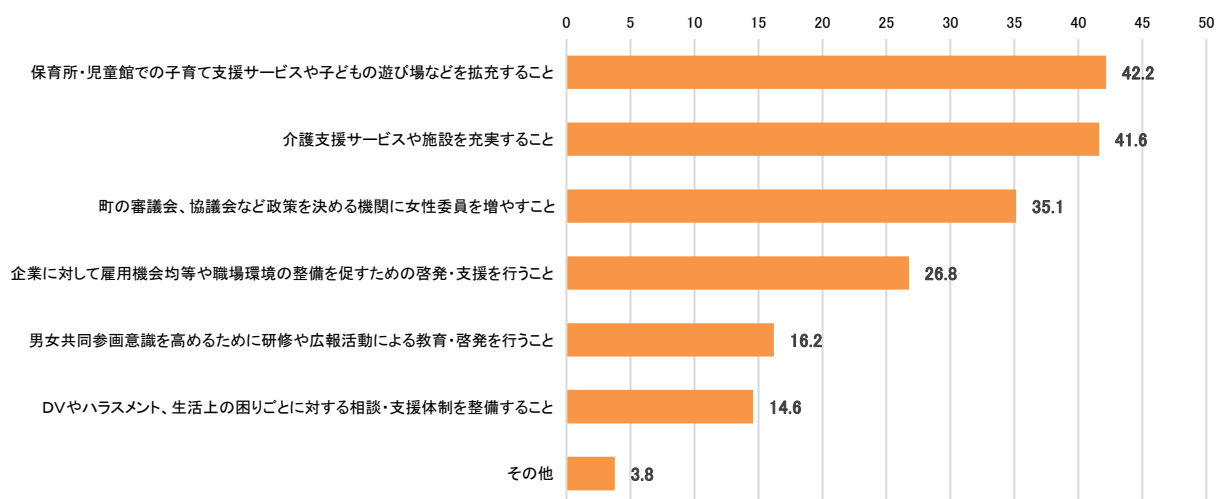
(13) 以下の人権問題の(1)認知及び(2)経験について、あてはまるものを選択してください。



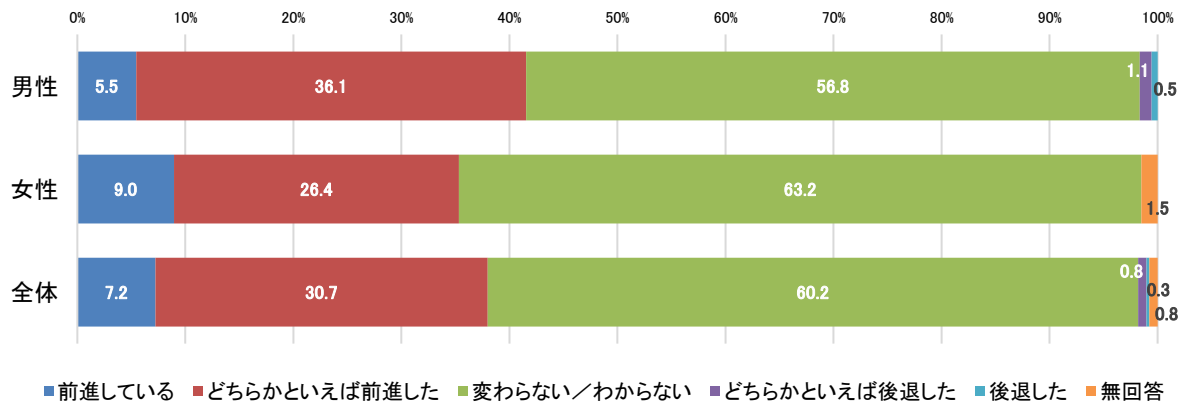
(2) 経験(あてはまるものすべて選択)



(14) あなたは、男女がともに社会に参画していくため、町行政にどのようなことを望みますか。(2つ以内選択)



(15) あなたは、5年前と比べて男女共同参画社会の形成が進んでいると感じますか。



(16) 男女がともに参画できる社会のためにあなたがしていることや、今後したいこと、行政に対するご意見・ご要望などをご自由にご記入ください。(一部抜粋・要点筆記)

【基本目標 1 関連】

- 男女がともに参画できる社会にするために、行政が活動をしたり、住民の意識も少しずつ変わったりしているようには感じます。山ノ内町がもっと住みやすく、仕事や区等の地域の活動を充実させていくためには、男女平等に目を向けることも大切だと思いますが、若者や中年層をもっと意識をすることが大切だと感じています。(20代女性)
- 男女の事を問題にしている方が問題だと思う。男はどうあがいても子供は産めません。自分は、女性の事を尊敬しています。男も女も、人それぞれ得意な事、出来る事、出来ない事があると思います。それぞれが、それを活かせるのが何よりと思います。(30代男性)
- 大体は男女がともに参画できる社会になっていると思う。(30代男性)
- 完全な男女平等は無理だと思う。どちらかと言うと近年は男の方が弱い。家事が女性の仕事ではなく平等というのであれば、女性ももっと仕事や区などの役を担うべきです。男性、女性ともに平等の意味を理解して変な解釈で理解せず、男性は男性の長所、女性は女性の長所をしっかりと理解して苦手な部分をフォローする、そんな教育をしていくことが最優先だと思う。(40代男性)
- 性別ではなく、その人の特性を見るようにしている。(40代男性)
- 家庭の家事に協力していく。(40代男性)
- 子育て中ですが、子供には「女の子だからいいや」「男の子だから」などの差をつける言葉は使わないようにしています。子供が興味を持った事は否定しない。(40代女性)
- 女性の方にもっと地元の役について知ってもらいたい。(50代男性)
- 理想と現実は大きく異なっている。男性と女性の特有な性質を認めた上で、男女平等を謳(うた)いそこに妬み恨みが発生しないような社会になってほしい。(50代男性)
- 男性だからとか女性だからとかといった固定概念が捨てきれない限りは解決しない問題。力仕事の場合は致し方ないが、そうで無い場合、家の代表として何かを求める際、男手があれば男といったような感覚はなくすべき。(50代男性)
- 力仕事以外は男女差別なく名前は上下関係なく、さん付けで呼ぶ。(50代男性)

- 「おとこの料理教室」の開口をもう少し広げていただくと有難いです。(60代男性)
- 男だから女からの刷り込み概念を無くして行く努力・過剰なる男尊、強すぎるフェミニズムの緩和行動・正しい多様性・ノイジーマイノリティへの対策。(60代男性)
- 性別に関係なくすべての人が対等にチャンスがもてるようにしてほしいです。それらを発揮できる環境作りをしてほしいです。(60代女性)
- 家庭においてはまだまだ女性が仕事、育児、介護をするのはあたりまえ的な考えが根強いがスーパーなどに買い物に行く男性が増えたり、女性が選んだ食材を男性が運転と荷物持ちをする所が見られるようになり、男性なりに家事に協力をしている。(60代女性)
- 私達の年代以前の考えは男尊女卑の考え方が強く、特に地区の役割やおてんまで、女性は出席にもかかわらず役不足の考え方からいくらかの支払い金があったりして不満な場面もたくさんありました。私も心なしの言動でかたよった考え方では？と思うことも多々あるかと思うこの頃です。男女共同参画社会の形成の啓発参加はめんどくさいが自分の考えのふりかえりにはとても良いと思うので、地味な活動ではありますが意味のある事だと思う。(60代女性)
- こうあるべきとする考えや行動をとる事をやめる。顔色をうかがうことや、察する事はなるべくやめて話し合うことにしています。(60代女性)
- 慣習やしきたり、意識を変えるのは難しいですが、少しずつでも変わるように、これからも研修や啓発を続けてほしい。男女平等や共同参画を進めるだけでなく、基本は男女にとられず一人ひとりが大切にされ、活躍できる社会(町)を目指したい。(60代女性)
- 傾聴グループでボランティアに出させていただいています。山ノ内町が良くなるために各地域でもっと話の場を作ったらいいのではないかと思います。そしていろいろな事に対して講師を呼んで勉強会を開いたらどうでしょうか。もっと知識をとり入れれば山ノ内も発展していくと思います。(70代以上女性)
- この町の主幹産業である観光業、農業従事者に求められるのは、男女共に参画し、事業を進めていくことにあります。ともすれば女性の方が主体的に関わっている場合が多いように思います。それ故、社会的にも家庭内でも女性が尊重されていると感じます。戦前生まれの自分の中にはやはり女はこうあるべきとの強い縛りがあり、良い妻、良い母であるべく生きてまいりました。そのため、自分の中にある偏見をまず取り払うよう心がけています。ガラスの天井はないのだと。他者に対しては男女による差別を排して行動することをモットーにしてまいりました。(70代以上女性)

【基本目標2 関連】

- 地域等での話し合いも結局 70代~80代頃の人意見で決まる。その代ぐらいの人の反対で実施できないということがないように感じています。お年寄りの方が区等の地域の活動により参加運営しているのは分かりますが、若者や中年層の人がより参加しやすくしていく必要性を感じています。若者の考え方が取り入れられると、お年寄りの男女に対する考え方意識も少し変わっていくのではないかと思いますので、若者・中年層にもう少し目を向けてほしいと感じます。(20代女性)
- 子供が小さく、女性が仕事をあきらめなければならない状況や、短時間勤務を強いられることが減ってほしい。なにか支援策が在ると良い。男性の保育士が増えるといいなと思います。

(育休、産休に左右されない。保育士も長めの育休がとりやすい)でも男性も育休取得して。
(20代女性)

- 子の看護休暇を夫婦で相談してとるようにしている。(30代男性)
- 就職先の誘致と雇用の拡大。(30代男性)
- 育休(産休)中の保育料の補助(無償化)。(30代女性)
- 自分の家庭では家事育児を男女平等に行っている。昔ながらの会社等では、子供の体調不良時は母親が休むものと未だになっており、父親が休むことに対する不満を聞くこともある。父親も育児に参加しやすい、休みやすい環境や周りの意識が必要だと思う。(30代女性)
- 女性だとか男性だとか言っている時点で遅れているように感じます。能力のある人間がトップに立ち統制していく。能力もない形だけの女性管理者は不用。むしろ組織を衰退させてしまう。組織の何割が女性管理者にしなくてはいけないなど愚策でしかない。適正をみて判断するべき。(30代女性)
- 法律を変えなければならない。扶養範囲内では働ける時間も少ないので、家事ごとがどうしても女性になりがち。(30代女性)
- 組や区、行政、町の企業などで役職につく女性の割合を増やすべきだ。また町のどのような会議の場にも年齢の男性しかいない。女性や若者も参加できる仕組みや環境づくりが急務である。(30代女性)
- 仕事は女性中心の考えを基に構築しています。いつもありがとうございます。(40代男性)
- 校長先生が女性になったりと少しずつ男女平等が進んでいるように思うが、まだまだこれからも進めていった方が良い。特に50代より上の年代の方は「男がえらくて当たり前」という意識がとても高く感じる。意識改革が必須。(40代女性)
- 地区の役員は子供が居るのに夜出ていくのは大変。女はごはんも作ってから出ていく。それなら男性が地区のことはやってほしい。子供会もお父さんたちが積極的にやってほしい。(40代女性)
- 性別で役割を考えず、能力がある、向いている人が役職についた方が良いと思う。女性だから、ひいきされる場面もあるし、男性だから、人の上に立ちリーダー的になれるとはかぎらない。山ノ内町として良くしていくために情報に敏感になり、人まかせにせず、慣習を打ち破っていくような人を外部から、スカウトしていければ良いと思う。議員報酬を上げることで、議員、町長ともに山ノ内のために良くしていこう、働こう!!って方が出てくるのを望みます。(40代女性)
- 健康でいつまでも仕事ができ、家計が安定していれば良いと思う。男女共に収入が増えれば、余裕がうまれると思う。(40代女性)
- 出産、育児、介護で離職した人が、社会復帰しやすい様な学ぶ場、職場での理解を進めてほしい。ブランクが長い程、やりたい仕事ができない。中高年から始められるやりがいのある仕事が増える様なサポートを求めます。(40代女性)
- 家庭によって男女の意識は違うと思います。役職のことなど女性が少ないから増やすなどと安易に考えてはいけないと思います。実際山ノ内町の方たちは男尊女卑を疑わずしているところがあります。柔軟な改革をお願いしたいです。(40代女性)
- 行政の方では女性の管理職が増えつつあり、企業も大手の方は女性役員の数が増えています。

自治会はどうでしょうか？男性だけで地区を動かしているように感じます。女性だけで何かを動かすことができ、さらにそのこと自体が目立つれば、その地域に住む人の数が増えるのでは…。(50代男性)

●男女差で一般的に一番顕著なのは男女の賃金収入面であり、これに差異が無くなれば必然的に男女平等となっていくと思います。男性の賃金収入が主である家庭では必然的に男は仕事、女は家庭、となります。それが差別なのか役割分担なのか？それを望んでいるのか、強制されているのか？それを自ら選択しているのか、選択せざるを得ないのか？一概に何が正しいのか、何を望むのかは皆それぞれであって、何を持って男女平等と言うのかは難しいです。(50代男性)

●今年から変わったと思いますが、いわゆる103万円の壁が労働調整になっていると思います。フルタイムで働きたいパートさんがいるのでは？(50代男性)

●ハローワークなど、求める性別の記載をしてはいけないことになったが、実際求める人材(性別)は決まっているので、履歴書を書く手間とお金が逆に無駄です。差別と区別のちがいがなく、ただただ男女平等ということで外面だけ平等なことが多く、本来の平等にはなっていない。仕事も義務ばかり平等という理由で増え、賃金格差はせばならず、賃金差を正当化する理由をつけて、賃金を下げている(私の会社だけかもしれませんが)。平等とか差別とかではなく、性別でもなく、各個人の向いていることが活かせる社会になるといい。(50代女性)

●役場職員で女性が大勢いることは良いことだと思った。かしこく、気づきができる女性が大勢いらっしやると思っています。副町長、副部長、副課長などがいざというときにうまく代行できるシステムを考えれば、女性管理職の採用で明るい未来が実現できるかもとも思いました。(60代男性)

●仕事と生活の調和を進めていく為に、女性が(男性も)働きやすい企業等の誘致を望みます。(60代男性)

●地域の行事やイベント等に参加している。家族協定等も知ってもらい、それぞれのご家庭で話し合いの場を設け締結していただけるようになるといいですね。女性議員さんが増えたことはとても良いと思います。(60代女性)

●家庭でも職場でもなかなか男女共同参画が進まない現実ではありますが、若い世代では、変わってきているのを感じています。意思決定の場への女性の参加が進むことを望みます。(60代女性)

●会社や行政は人数的に女性の役職を増やそうと思うが、それこそ女性を特別扱いするように思う。フェアにその役職にすぐれた人が選ばれ、たまたまそれが男性だけだとしても認め合える社会になるよう願っています。子どもたちの家族をみていると、お互いを尊重しあい子育ても家事も分担していてすばらしいです。次世代は男女平等の考え方でいるので、私たち年寄りも足を引っ張る言動がないようにしたいと思っています。(60代女性)

●区の会議に出ていくのは家の代表として男性が多いが、ごみの分別など女性がやっていることが多い。(60代女性)

●地域内の役員について女性がもっと多くなるよう行政で進めてほしい。(70代以上男性)

●今や女性がいなければ地域住民活動は成り立ちにくい。その事を認め応援することが必要です！(70代以上男性)

- 男女共同参画に取り組み出した当初から見て、現在の役場で女性の進出を目の当たりにし、本当に嬉しく感じています。ただ女性議員がもう少し増えたら良いかな（半分位は）と思います。ハードルの高さは地域内に残る因習、慣例が作り出しているのでは？そしてそんなものに負けずに立ち向かう沢山の女性、特に若い人達の進出を望みます。時間的に制限される場合が多いから仕方ないのですが、各種の会議に40才代から50才代の女性の姿が見えないのが淋しい。自治体からのお声がけが欲しいです。（70代以上女性）

【基本目標3 関連】

- 男女にかかわらずそれぞれの個人が大切にされる社会であってほしい。困っている人、立場の弱い人が助けてもらえる環境が整うよう、今後も相談窓口等をわかりやすくしておいてほしい。相談できることを知らない人も多いと思うので行政からのアピールも必要と感じる。（40代女性）
- 介護が大変でなにもできていません。（60代女性）
- 介護支援サービスや施設の充実を望みます。（60代女性）
- 今は公民館活動や区行事の運営補助や福祉、環境等のボランティア活動を行っています。町では、健康増進の観点からいろいろな企画を実施していただき感謝しています。素晴らしいものがたくさんあるので、住民の人がひとりでも多く参加できる工夫をお願いします。（60代女性）
- 介護福祉の更なる充実。（70代以上男性）

【その他】

- アンケートを取るだけで終わらせないでほしい。どんな形でもいいので反映してほしい。（20代男性）
- そもそも適材適所の考えから今まで女性がいらない、もしくは少ない状態で成り立っていた環境に男女の数を同じにしましょうとか役員の女性登用を増やしましょうとか、仕事ができる、責任感がある、より長く働ける(女性が本来あるべき姿はより良い子孫を残すための教育等。従って子供をしっかりと育て上げる、勤続的に働くことが難しいという前提)人材が多く登用されている現実に対して男女共同参画とかいう謎制度によって、今まで役員になるために必要最低限だった基準が曖昧になり、経済やその他様々なエリアで大きな弊害になっている。現に一般的な男性より優秀な女性は役員登用されているだろうし、研究者でも認められている人は多い。行政に求める事は、基準を性別によって変える事で曖昧にする事を避けること、平等(統一の基準)という言葉の意味を履き違えない事である。（20代男性）
- 子供ができたならジェンダーレスな名前をつけたい。女性の名字を継ぐ(選択する)カップルが増えてもいいと思う。（20代女性）
- 今後廃校になる小学校の体育館使った屋内で遊べる施設の建築。SNSサイトで見かける生理痛体験のイベント。今の山ノ内町の良さを残しつつ新しい事を積極的に開催して欲しいです。SNS等で話題になってるものを、とりあえず真似する形から始めていっても良いと思うので。（30代女性）
- 色々な制度があっても知らないと使えないので、浸透させる、申請手続きをわかりやすくし、使いやすくなると良いなと思う。（30代女性）
- すみよい山ノ内町をちゃんと作りあげてほしい。行政はいつも何をしているのか、何のため

なのかが伝わらない。それは、私たちの生活に直接つながっていないからだと思う。だから関心もてない。もっと大きな事をしてほしい。山ノ内すごい！！って思えるような事を。(40代女性)

- とにかく地区の役は赤ちゃん居てつらかったです。それだけでも引っ越したくなる。子が少ないので、しょっちゅうまわってくるので。どうにかしてこれ以上人口が減らないようにしてほしい。(40代女性)
- 子供を育てて行くうえで、なにかしらの役職や負担が多すぎる。親も仕事している。子供に関する役職や地域移行のクラブ活動なども仕事として成り立つような報酬を支払ってもいいのではないかと。ボランティアでやるには限界がある。報酬を支払って、担える人を集うってことも考えていてもらいたい。子供がいることによって、親が活動にボランティアで参加するのが当たり前なのは、違う気がする。保育園に出した頃から役があるとか、習い事を始めたら役がある…なんでも役ばかり。保護者を取りまとめる保護者の役って本当にいますか？ボランティア的な子供に関する役職は撤廃してもらいたい。(40代女性)
- 農家なので、社会に出たらのような一般的な考えではまともじゃないです。男女平等も、考えたらどうあてはまるのかわからない質問が多かったです。(40代女性)
- 語学の勉強など進めたらどうでしょうか？観光の町山ノ内町だから。英、中、韓。(50代男性)
- 祭りがつまらなくなった。(50代男性)
- 空き店舗が増えていって人数が減っています。買い物も不便になっています。(50代男性)
- 目安箱のように誰でも意見が言えるような体制(ネット等)。(50代男性)
- このことを町行政が何かやっても社会を変えることはできません。もっと大きな社会構造に起因する課題です。(50代男性)
- 別に参画を意識して生活していない。人間”健康一番”これがなければ他のことは出来ないとします。(60代男性)
- 若い頃に比べたら信じられないくらい暮らしやすい世の中になりました。生活する環境も暮らしやすさ人の意識も良い方向に変化していると思います。学ぶ機会も増えました。世の中がどんどん変化する中でついていけない、置いていかれる・・・と感じることも多くなりました。やっぱり人と人、お互いの気持ちを汲んで生活していけたらいいし、いいなと思います。(60代女性)
- この調査を基にこの結果を報告されたらどうでしょうか。(70代以上男性)
- 体力も少しずつなくなり、仕事も縮小しつつあります。何か前向きになるように努力しております。(70代以上女性)

資 料

山ノ内町男女共同参画計画推進協議会委員名簿

(令和7年度～9年度 順不同、敬称略)

	氏 名	所 属 役 職 等
会 長	佐々木 正明	山ノ内町社会福祉協議会長
副会長	渡辺 松美	人権擁護委員
	小林 広行	山ノ内町中央公民館長
	船橋 紀子	教育委員代表
	佐藤 東子	山ノ内町社会教育委員
	竹内 由紀	学校長会代表
	種村 淳子	保育園長代表
	武田 喜代子	民生児童委員協議会 (令和7年11月30日まで)
	関 ひろみ	民生児童委員協議会 (令和7年12月1日から)
	青木 久美子	山ノ内町保健補導員副会長
	宮入 勇	山ノ内町区長会代表
	望月 美知子	山ノ内町農業委員会委員
	下田 久子	J A女性部長
	中島 弘子	山ノ内町商工会女性部長
	畔上 恵子	町議会議員 (社会文教常任委員会)

男女共同参画社会基本法（抄）

（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

（最終改正 令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養

育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体を実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）

（最終改正 令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認

定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二

項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものと

する。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

（平成13年4月13日法律第31号）

（最終改正 令和5年6月14日法律第53号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関

の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、

正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防

止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事と。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管

し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を

生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求するこ

とができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の第三項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(以下略)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(抄)

(令和4年5月25日法律第52号)

(最終改正 令和4年6月17日法律第68号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行

うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日）

三 略

- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(以下略)

長野県男女共同参画社会づくり条例(抄)

(平成14年12月26日公布)

(最終改正 平成19年7月17日条例第35号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子差別撤廃条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。

こうした国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性就業率が高く、女性が農業等の産業における重要な担い手になっている長野県においても、男女共同参画計画の策定を始めとした諸施策を実施してきた。

しかしながら、依然として性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く残っており、そのことによる社会のさまざまな場面での男女間の不平等や暴力などの問題が存在し、真に男女平等な社会の実現には至っていない状況にある。

こうした中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも、緊急かつ重要な課題となっている。

このような認識に基づき、県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県を、県と県民と事業者が協働して築くことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画社会づくり」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善する上で適切な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第4条 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第5条 男女共同参画社会づくりに当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第6条 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第7条 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際社会の動向を踏まえた取組)

第8条 男女共同参画社会づくりの促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会づくりは、国際社会の動向を踏まえながら推進されなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会づくりに関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者及び市町村等と協働するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第10条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第12条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアルハラスメント(性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。第25条第1項第3号において同じ。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第13条 何人も、公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現

(2) みだりに女性の身体を強調する等の過度の性的な表現

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進

第1節 男女共同参画計画等

(男女共同参画計画)

第14条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めようとするときは、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表等)

第17条 知事は、毎年、県が講じた男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、県の施策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等

(広報活動の充実)

第18条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、男女共同参画社会づくりに関する広報活動の充実その他の措置を講ずるものとする。

(教育活動等による意識の醸成)

第19条 県は、男女共同参画社会づくりについて教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育その他のあらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立支援)

第20条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

(自営業における環境整備)

第21条 県は、自営の農林業、商工業等に従事する女性が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるための環境整備に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第22条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た上でその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第23条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画社会づくりの促進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置等)

第24条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するための総合的な拠点施設を設置するとともに、全県にわたり男女共同参画社会づくりを推進する体制を整備して、これら施策の充実を図るものとする。

(県の職場における環境整備等)

第25条 県は、県の職員が勤務する職場において、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 性別による固定的な役割分担意識を払しょくするための取組

(2) 男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うための支援

(3) セクシュアルハラスメントその他の男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害のない環境の整備

2 県は、県の職員について、女性の登用を促進し、及び職域を拡大するための総合的な取組を推進するものとする。

(附属機関の委員等の構成)

第26条 県は、附属機関の委員等について、できる限り男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。

のとする。

第3節 苦情の処理等

(苦情の申出等)

第27条 県民及び県内に事務所又は事業所を有する事業者は、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策若しくは男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合は、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において必要があると認めるときは、関係する他の県の機関に対し、当該申出に対する対応を求めることができる。

3 知事及び前項の規定により対応を求められた関係機関は、第1項の申出に対し、男女共同参画社会づくりの推進に資するよう、迅速かつ適正に対応するものとする。

4 知事及び前項の関係機関は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望その他の行為を行うことができる。

(不服の申出)

第28条 前条第1項の申出を行った者で、同条第3項及び第4項の対応等に対して不服があるものは、長野県男女共同参画推進指導委員に対し、書面により、その旨を申し出ることができる。

2 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の申出を受けた場合においては、別に定めるものを除き、その内容を審査し、申出者に対しその結果及び理由を書面により通知しなければならない。

3 長野県男女共同参画推進指導委員は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求めることができる。

4 長野県男女共同参画推進指導委員は、第2項の審査の結果必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正若しくは改善の措置を講じ、又は前項の関係者に対する助言、是正の要望その他の行為を行うよう勧告することができる。

5 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の勧告をした場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、当該勧告の内容を公表することができる。

6 関係する県の機関は、第4項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(以下略)

山ノ内町男女共同参画計画推進協議会設置要綱

(平成 14 年 1 月 30 日告示第 14 号)

(最終改正 令和 3 年 2 月 8 日告示第 16 号)

(設置)

第 1 条 山ノ内町男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）を効果的に推進し、男女平等社会の実現及び発展を図るため、山ノ内町男女共同参画計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に係わる協議及び提言に関すること
- (2) 男女共同参画計画に関する調査及び研究に関すること
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、15 名以内で構成し、次の各号の内から町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 企業または団体等の代表者
- (3) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし協議会を初めて招集するとき、は、町長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第 7 条 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は教育委員会人権政策係において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日告示第 56 号）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日告示第 57 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 1 日告示第 54 号）

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 8 日告示第 16 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

山ノ内町男女共同参画政策庁内推進会議設置要綱

(平成 14 年 1 月 30 日告示第 83 号)

(最終改正 令和 7 年 3 月 12 日訓令第 2 号)

(設置)

第 1 条 山ノ内町における男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図るため、山ノ内町男女共同参画政策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画関係の総合的な施策の推進に関する事
- (2) 男女共同参画関係施策に関する各部局間の連絡調整に関する事
- (3) 山ノ内町男女共同参画計画の進行管理に関する事
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員長、副委員長、委員及び幹事で構成する。

- 2 委員長には町長を、副委員長には副町長、教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、各部局から推薦された者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 委員長は推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は会務の執行に当たる。
- 4 幹事は、委員長の命を受けて会務に従事する。

(会議の種類)

第 5 条 推進会議の会議は、委員会及び幹事会とする。

(委員会)

第 6 条 委員会は所掌事項に関する総合的な基本方針及び推進方策を協議する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(幹事会)

第 7 条 幹事会は所掌事項に関する調査及び研究を行う。

- 2 幹事会は、事務局長が招集し、事務局長が議長となる。

(事務局)

第 8 条 推進会議の事務局は、教育委員会に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は人権政策室長の職にある者を、事務局次長は人権政策係長を、事務局員は人権政策係の職にある者を充てる。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日訓令第 28 号)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日訓令第 4 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 31 日訓令第 58 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 19 年 7 月 1 日訓令第 59 号）
この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則（令和 3 年 2 月 8 日訓令第 4 号）
この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（令和 6 年 3 月 6 日訓令第 16 号）
この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（令和 7 年 3 月 12 日訓令第 2 号）
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（1）委員会

委員長	町長
副委員長	副町長
	教育長
委員	総務課長
	未来創造課長
	危機管理課長
	住民税務課長
	健康福祉課長
	経済振興課長
	農林振興課長
	建設水道課長
	消防課長
	会計管理者
	議会事務局長
	教育委員会こども未来課長
	教育委員会生涯学習課長（人権政策室長）

（2）幹事会

幹事	総務課職員
	未来創造課職員
	危機管理課職員
	住民税務課職員
	健康福祉課職員
	経済振興課職員
	農林振興課職員
	建設水道課職員
	消防課職員
	会計室職員
	議会事務局職員
	教育委員会こども未来課職員
	教育委員会生涯学習課職員

（3）事務局

事務局長	人権政策室長（教育委員会生涯学習課長）
事務局次長	人権政策係長
事務局員	人権政策係職員

男女共同参画行政の歩み

年	国際連合	日本	長野県・山ノ内町
1945 年 (S20)		・「衆議院議員選挙法」改正公布（初めて婦人参政権実現）	
1946 年 (S21)	・婦人の地位委員会の設置	・「日本国憲法」公布 ・第22回総選挙で初の婦人参政権行使（女性議員 39 名当選）	
1947 年 (S22)		・「教育基本法」公布 ・「労働基準法」公布 ・労働省婦人少年局設置	
1948 年 (S23)	・「世界人権宣言」採択	・「優性保護法」公布	
1949 年 (S24)		・第1回婦人週間（4/10～4/16）	
1955 年 (S30)			〈町〉 ・山ノ内町連合婦人会結成
1956 年 (S31)		・「売春防止法」公布	
1967 年 (S42)	・「女子差別撤廃宣言」採択		
1972 年 (S47)	・国際婦人年の決定	・「勤労婦人福祉法」公布	
1975 年 (S50)	・国際婦人年の決定 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議（座長藤田たき氏）設置 ・総理府婦人問題担当室設置	
1976 年 (S51)	・国連婦人の十年〔～1985（S60）〕	・婦人労働旬間設定 ・民法一部改正（婚氏続称制度）	
1977 年 (S52)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・国立婦人教育会館開館	〈県〉 ・社会部労政課に福祉婦人係設置 ・長野県婦人行政推進協議会設置
1978 年 (S53)			〈県〉 ・長野県婦人問題県民会議設立 〈町〉 ・山ノ内町婦人団体連絡協議会設立
1979 年 (S54)	・「女子差別撤廃条約」採択		
1980 年 (S55)	・国連婦人の十年中間世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・女子差別撤廃条約に署名 ・民法一部改正（妻の相続 1/2）	〈県〉 ・「長野県婦人行動計画」策定
1981 年 (S56)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	〈県〉 ・社会部青少年家庭課に婦人室設置

年	国際連合	日本	長野県・山ノ内町
1984 年 (S59)		<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 ・「国籍法」の改正 	〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・長野県婦人総合センター開館
1985 年 (S60)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人の十年 最終年世界会議（ナイロビ） ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「国民年金法」一部改正（婦人の年金権の確立） 	
1986 年 (S61)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部拡充 	〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・「新長野県婦人行動計画」策定
1987 年 (S62)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 	
1990 年 (H2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の見直しと勧告」採択 		
1991 年 (H3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ・「育児休業法」公布 	〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・「さわやか信州女性プラン」策定
1992 年 (H4)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 	〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・組織名称変更「社会部青少年家庭課女性室」「長野県女性総合センター」「長野県女性問題県民会議」
1993 年 (H5)		<ul style="list-style-type: none"> ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム法）公布 	
1994 年 (H6)	<ul style="list-style-type: none"> ・「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議（ESCAP 地域準備会合）「ジャカルタ宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部設置 ・男女共同参画審議会発足 ・男女共同参画室設置 	
1995 年 (H7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）公布 	〈町〉 <ul style="list-style-type: none"> ・組織名称変更「山ノ内町女性団体連絡協議会」
1996 年 (H8)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議発足 	〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・「信州女性プラン 21」策定 〈町〉 <ul style="list-style-type: none"> ・女性農業委員 2 名誕生
1997 年 (H9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会設置法」公布 ・「介護保険法」公布 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 	〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・名称変更「社会部女性課」
1998 年 (H10)			〈町〉 <ul style="list-style-type: none"> ・町民課に「女性係」設置 ・「女性行動計画」策定委員会発足

年	国際連合	日本	長野県・山ノ内町
1999 年 (H11)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行(努力規定が禁止規定へ) ・「男女共同参画社会基本法」公布 	〈町〉 <ul style="list-style-type: none"> ・女性議員 2 名誕生
2000 年 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催 「成果文書」「政治宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法) 公布 	〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・女性総合センターの愛称を「あいとびあ」に 〈町〉 <ul style="list-style-type: none"> ・「やまのうち女性プラン 21」策定
2001 年 (H13)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法) 公布 	〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップながの 21 (長野県男女共同参画計画) 策定 ・名称変更「男女共同参画課」
2002 年 (H14)			〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・「長野県男女共同参画社会づくり条例」公布
2003 年 (H15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」公布 	〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・「パートナーシップながの 21」改定 ・長野県男女共同参画推進指導委員設置 ・長野県男女共同参画審議会設置 〈町〉 <ul style="list-style-type: none"> ・町議会に女性副議長誕生
2004 年 (H16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正 	〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・改組「ユマニテ・人間尊重課」
2005 年 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界会議)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 	〈町〉 <ul style="list-style-type: none"> ・「女性係」を「人権政策室」に改組
2006 年 (H18)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 	〈県〉 <ul style="list-style-type: none"> ・名称変更「人権・男女共同参画課」 ・男女共同参画センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定 ・「第 2 次男女共同参画基本計画」策定 〈町〉 <ul style="list-style-type: none"> ・「やまのうち男女共同参画プラン 21」策定
2007 年 (H19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章策定 	〈町〉 <ul style="list-style-type: none"> ・「山ノ内町女性団体連絡協議会」を「女性団体やまのうち」に改組 ・「山ノ内町婦人問題研究会」と「ネットワークやまのうち」独立

年	国際連合	日本	長野県・山ノ内町
2008年 (H20)		・「次世代育成支援対策推進法」改正	
2010年 (H22)		・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定	
2011年 (H23)			〈県〉 ・「第3次長野県男女共同参画計画」策定 〈町〉 ・「第3次やまのうち男女共同参画プラン21」策定
2012年 (H24)		・「男女雇用機会均等法」改正	
2013年 (H25)		・「DV防止法」改正	
2014年 (H26)		・すべての女性が輝く社会づくり本部設置 ・輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会発足	
2015年 (H27)	・国連婦人女性の地位委員会（国連「北京+20」世界会議）（ニューヨーク）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）成立 ・「男女共同参画基本計画（第4次）」策定	
2016年 (H28)			〈県〉 ・「第4次長野県男女共同参画計画」策定 ・性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）開設 〈町〉 ・「第4次やまのうち男女共同参画プラン21」策定
2018年 (H30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	〈町〉 ・「女性団体やまのうち」解散
2020年 (R02)		・「男女共同参画基本計画（第5次）」策定 ・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行	〈県〉 ・「第5次長野県男女共同参画計画」策定 〈町〉 ・「第5次やまのうち男女共同参画プラン21」策定
2021年 (R03)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正（セクハラ・マタハラ対策明記ほか）	〈町〉 ・人権政策室が総務課から教育委員会へ
2022年 (R04)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）公布 ・「AV出演被害防止・救済法」公布 ・「女性デジタル人材育成プラン」策定	

年	国際連合	日本	長野県・山ノ内町
2023年 (R05)		・「DV防止法」改正（接近禁止命令の発令要件を『心身』危害に拡大ほか）	〈県〉 ・女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会発足
2024年 (R06)		・「雇用保険法」等一部改正（雇用保険適用拡大、教育訓練充実ほか）	〈県〉 ・長野県女性相談支援センター（旧：婦人相談所）設置
2025年 (R07)	・国連女性の地位委員会（国連「北京+30」世界会議）（ニューヨーク）	・「独立行政法人男女共同参画機構法」公布 ・「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」公布 ・「新・女性デジタル人材育成プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画（第6次）」策定	〈県〉 ・「第6次長野県男女共同参画計画」策定 〈町〉 ・「第6次やまのうち男女共同参画プラン21」策定



第6次やまのうち男女共同参画プラン21

令和8年3月発行

発行 山ノ内町

編集 山ノ内町教育委員会人権政策室

〒381-0498

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1

TEL 0269-38-0373 FAX 0269-33-4355

メールアドレス jinken@town.yamanouchi.lg.jp

ホームページ <http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/>